

第 8 7 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 令 和 元 年 9 月 1 0 日 (火 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 1 0 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 2 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 代 表 質 問 ・ 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 代 表 質 問 ・ 一 般 質 問

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

1 番 津 田 晃 伸 議 員	2 番 宮 元 裕 祐 議 員
3 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	4 番 西 本 諭 議 員
5 番 今 井 和 夫 議 員	6 番 大 久 保 陽 一 議 員
7 番 田 中 孝 幸 議 員	8 番 神 吉 正 男 議 員
9 番 田 中 一 郎 議 員	1 0 番 山 下 由 美 議 員
1 1 番 飯 田 吉 則 議 員	1 2 番 大 畑 利 明 議 員
1 3 番 浅 田 雅 昭 議 員	1 4 番 実 友 勉 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 東 豊 俊 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長 宮 崎 一 也 君	書	記 小 谷 慎 一 君	
書	記 小 椋 沙 織 君	書	記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 中 村 司 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	参事兼総合病院事務部長 隅 岡 繁 宏 君
企 画 総 務 部 長 坂 根 雅 彦 君	まちづくり推進部長 津 村 裕 二 君
市 民 生 活 部 長 平 瀬 忠 信 君	健 康 福 祉 部 長 世 良 智 君
産 業 部 長 名 畑 浩 一 君	建 設 部 長 富 田 健 次 君
一 宮 市 民 局 長 上 長 正 典 君	波 賀 市 民 局 長 坂 口 知 巳 君
千 種 市 民 局 長 福 山 敏 彦 君	会 計 管 理 者 田 中 祥 一 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長 前 田 正 人 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 西 村 吉 一 君

(午前 9時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 代表質問・一般質問

○議長(東 豊俊君) 日程第1、代表質問・一般質問を行います。

最初に、政策研究グループ「グローバルしそう」の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番(大畑利明君) 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、政策研究グループ「グローバルしそう」を代表いたしまして、大きく3点の質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、森林環境譲与税の制度と市の林業政策についてお伺いしたいと思います。

御案内のとおり、森林環境税は個人、会社などが所有いたします私有人工林、そういうものの管理を裏づける財源として今年度から森林環境譲与税として譲与が始まっております。

税の使い道は、間伐などの森林整備、それから森林整備を担う人材の育成・確保、それから森林の有する公益的な機能の発揮、木材の利用促進、その他森林整備の促進に関する施策に使うというふうにされております。

森林環境税や譲与税、この制度によって採算ベースに乗らない森林の手入れが行われて、森林の持っています公益的な機能の発揮、あるいは木材重要の掘り起こしなどによって、林業の成長産業化が期待されるというふうに私は捉えております。この税の使い道と市が考えておられる林業施策について、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、地球温暖化防止あるいは災害防止など環境的な側面、この機能に重点を置いて保全をする森林と、それから林業の成長産業というふうに生産をする森林、こういうふうに機能区分を明確にしていく必要があるというふうに考えております。この多面的機能の発揮・維持、そういうものに対応する施策についてどのようなことが必要と考えておられるのか、まず最初にお伺いしたいと思います。

二つ目には、林業の成長産業化についてでございますが、この森林環境税ももと

もと川上から川下、川の流れからいいますと、一番山元と、それから消費する川下、そういうものが一体化して生産・加工・流通というシステムをつくっていくと。この宍粟材の需要拡大、そして林業経営者の安定化、こういう好循環をつくり出す必要があるというふうに私は考えます。特に、山元、山の所有者ですが、そこに所得を保障する仕組みが必要だというふうに考えますが、市の御認識についてお伺いしたいと思います。

それから、三つ目でございますが、林業の生産性の向上、あるいは木材需要の拡大を図る、そういう意味においては川下の理解というのは非常に重要になるかと思えます。森林のない自治体、都市部の自治体にもこの森林環境譲与税は人口割りとして交付をされております。この宍粟の流域であります揖保川あるいは千種川流域の関係市町との連携、それから現在結んでおられます東京都港区との木材利用協定、そういうものを含めて都市部の自治体における木材利用の促進、こういうものについてどのような施策を展開されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

二つ目は、農業の多面的機能支払い活動についてお伺いします。

農村地域というのは高齢化あるいは人口減少が進んでおりますとともに、農業離れと農地の荒廃が進んでおります。特に、農業が持っております多面的機能、国土の保全でありますとか、水源涵養、自然環境の保全、それから景観の形成、こういう多くの機能を有しておりますけども、それを発揮していくのに現状では支障が生じていると思えますし、わずかな生産者によって水路、農道などの資源管理にかかる負担が集中しているというふうにも考えております。

そこで、今日本型支払制度ということで、多面的機能支払活動というものがございます。その促進と農業・農村の環境の維持というものを考えていかなければいけないというふうに思いますが、市の考え方を伺いたいと思えます。

三つほどお願いしたいと思うんですが、一つは、現在多面的機能支払制度に取り組んでいる組織数と、取り組まれていない対象集落数、これについてお示しをいただきたいと思えます。

また、その取り組んでいるところの協定農地面積は全体の農地面積に対してどの程度なのか。面積比についても教えていただきたいと思えます。

そして、今この制度に取り組まれていない集落・組織が多く存在しているというふうに思うんですが、その理由は何なんでしょうか、お伺いします。

今後、この多面的機能支払制度の取り組みをどのように進めようとお考えなのか、お伺いしたいと思います。

そして、三つ目には、農村環境の維持・中山間地域の農業活性化に向けて、どのような取り組みをしていくというふうに市は考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

最後、三つ目でございます。太陽光発電施設の設置及び管理について、お伺いしたいと思います。

再生可能エネルギーの固定価格の買い取り制度が開始されて、それが契機で太陽光発電の導入がどんどん進んでおります。中でも地上設置型の太陽光発電施設が相当多く設置されようとしておりまして、自然環境や生活環境、景観、そういうものへの影響が懸念されるケースもこの市内でもう見受けられるんじゃないかというふうに思っております。

市は、現在、環境保全と市民の快適な生活の確保を目的に太陽光発電施設に関する条例化の検討を進められております。その内容について、市の考え方を少し伺いたいと思います。

まず1点目は、この条例制定の背景、それから条例の目的、そういう基本的な理念について、どのようなお考えでつくられようとしているのか、お伺いします。

それから、二つ目には、条例で規定しようとする禁止区域、太陽光発電を設置不可にするところとか、許可申請が必要な区域、こういうものの考え方についてお伺いしたいと思います。

それから、最後三つ目は、事業者の責任ですね、維持管理に関する問題とか、撤去費の問題、それから廃止に当たっての問題、そういうものに関してどのように考えておられるのかお伺いして、1回目の質問を終わります。

○議長（東 豊俊君） 大畑利明議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。連日大変暑い日が続いておりますが、どうぞ今日も一日よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、政策研究グループ「グローバルしそう」代表の大畑議員の御質問にお答えを申し上げたいと、このように思います。

まず、大きな1点目の森林環境譲与税制度と林業施策で具体的に三つの質問をいただいておりますので、順次お答えさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目の森林の機能の発揮・維持に対応する施策、このことについてであります。ただいまもありましたとおりでありますけども、市内の人工林の約7割が伐期を迎え、森林整備を早急に進めなければならない中、宍粟市におきましては、

生産性の高い森林については、既存の造林事業等を活用し、森林経営計画内での間伐事業を進めており、それ以外の森林経営計画を作成できない条件不利地等の森林についても、市単独事業である森林整備促進事業や今年度より始まりました森林環境譲与税を活用した事業として、条件不利地間伐推進事業によって森林の保全と生産性の高い森林の造成の視点を持って施策を進めているところであります。

お話のありましたとおり、保全、生産性、そういう観点で今後も進めることが大変重要だと、このように考えています。

2点目の山元が潤う仕組みについてであります。川上から川下まで林業従事者が連携して突栗材の需要拡大と地域内利用など、地域林業の活性化につながる生産・加工・流通のシステム化は不可欠であると、このように認識をしております。木材生産量の確保であったり、あるいは付加価値のある木材製品として、市内外へ販路を拡大することが林業経営の安定化や雇用促進につながり、山元の森林所有者へも還元される、いわゆる循環型林業の構築につながるものと、このように考えております。

しかし、現状を見ますと、生産のコストのことがありまして、コスト削減をどう図っていくかということが、いわゆる山元へ返ると、こういうことにつながってくると、このように思いまして、その一部には機械化等、あるいはICT、こういったことも今後課題としてあるのではないかなど。そういったところも調整しながら、進める必要があると、このように考えております。そのことをもって山元にお金を返る仕組みをつくることによってこういったことの目的が徐々に高まっていくと、このように認識をしております。

3点目の川下の市町との連携はどうなかと、こういうことであります。森林環境譲与税はお話がありましたとおり、山の面積やいろんなこともある、従業員あるいは人口等々もあるわけではありますが、当然でありまして、この税を有効に活用していただく手段として、都市部での公共建築物や、あるいは民間施設などへの積極的な木材利用に充当していただけるよう、そのことの仕組みをつくるのが大事だと、このように考えております。

その中で、今、兵庫県全体で「ひょうごの木」利用拡大協議会ができておりまして、それは県産木材について川上から川下まで全ての関係者によって、これから総合的な県産木材の利用促進を図っていこうという動きをしております。宍粟市もその一員でありまして、今後川下でのそういった活用についての具体的なことの取り組みを今検討しておるといいう状況であります。

特に、県産材の安定供給の推進であったり、あるいは県産木材の利用促進、さらには目的である人材の育成普及やそういったことを観点に今議論をしておるところであります。

一方、宍粟市におきましても、宍粟材推進会議あるいは冒頭申し上げたコスト削減についても今後事業体とも十分連携をしながら、そういったことを進めていきたいと、このように考えておるところであります。

次に、大きな2点目の農業の多面的機能支払活動についてであります。これも3点ありますが、1点目の交付金事業の取り組みの集落数、協定農用地面積比、このことについてであります。私のほうから含めて具体的な数値も御答弁申し上げたいと思います。

現在の取り組みの組織数については、山崎26組織、一宮12組織、波賀9組織、千種6組織の計53組織、集落としては56集落が活動をされております。市内全体の集落の中で4割強の集落が今現在取り組みされている状況であります。

また、現在の協定農用地面積は953.4ヘクタールで市内の農用地面積の約34%になります。

2点目のまだ取り組まれてない集落・組織の理由と今後の多面的機能支払交付金事業の推進、このことについてであります。現在取り組まれてない組織につきましては、多くは農業従事者の高齢化や担い手不足が考えられるところであり。組織の人員確保やリーダーの育成、事務担当者のなり手不足などが生じ、安定した事業展開ができなくなることで事業を中止したり、あるいは取り組みに踏み込めない、こんな状況であると現在のところ分析しておるところであります。

今後の事業推進につきましては、当然であります。事務の簡素化をさらに進め、組織の事務負担の軽減を図り、従来どおり農会長会での事業案内のほか、取り組み組織への説明会であったり、要望のある新規参入予定組織について、個別説明を推進したいと考えております。

また、効率的な事業展開と事業者の負担軽減を目指し、組織の効率化などを検討していきたいと、このように考えております。

3点目の農村環境の維持や中山間の活性化に向けて市の取り組みの考え、このことについてであります。地域農業の活性化を図るために中山間地域等直接払い制度の推進を行っていますが、地域の過疎化により、こういった制度に単独で取り組みにくい地域については、隣接地域と共同で取り組むなどの推進を行っていききたいと、このように考えております。

また、現在、私自身も宍粟北みどり公社の理事長も兼ねておりますが、あわせて、その事業活性化であったり、あるいは認定農業者の事業拡充などに取り組み、農業を支える基盤を強化するとともに、地域農業の活性化に向けた話し合いを活発に行っていただくために、今後は人・農地プランのより一層の推進もあわせて行っていきたいと、このように考えております。

昨日も農業者の皆さんと話したんですが、人・農地プランはもう御承知のとおり、ここ数年、そういった推進もしておるところであります。非常に補助制度を含めて地域で取り組んでいい方向だと考えておりますが、いろんな課題もあるところでもあります。今後、さらにこのことも含めて推進する必要があると、このように考えております。

最後、3点目の太陽光発電施設の設置及び管理についてであります。

具体的なところは後ほど担当部長より答弁させますが、まず太陽光発電施設の設置及び管理につきましては、自治会やあるいは議会からの御要望や御意見をこれまでもたくさんいただいております。現在、他団体の太陽光発電の規制に係る内容の調査研究と関係部局との調整会議を開催して、あらゆる角度から検討しておるところでありまして、逐一そのことについても委員会等でも御報告しておると、このように思いますが、太陽光発電事業は地球温暖化対策に有効な再生可能エネルギーとして、エネルギー自給率の向上を目指して国策として普及が進められておりますが、太陽光発電パネルが景観への影響や、あるいは山林伐採による環境破壊などが全国的な課題となっております。当然我がまちもそういった状況であります。

これらのことを受けまして、環境省資源エネルギー庁では、ガイドラインを本年4月に改訂し、太陽光発電の適正な事業運営や管理等について一定の基準を示されたところでもあります。

以上の状況から、現在しております、仮称であります。宍粟市太陽光発電施設に関する条例につきましては、可能な限り有効な条例となるように市民の皆さんや議会からも御意見をいただきながら、市の環境保全と市民が健康で安全かつ快適な生活が確保できる目的が達成できる条例制定に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、繰り返しになりますが、具体については担当部長より御答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 私のほうからは、太陽光発電施設の設置及び管理の具体的な質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

1点目の条例制定の背景と条例の目的、基本理念についてでございますが、本市においては平成29年6月に宍粟市太陽光発電設置事業に関する指導要綱を策定し、事業者に対して近隣住民等への説明と市への届け出を求めています。要綱では届け出の義務化及び罰則規定を設けることができないことから、条例化に向け事務を進めておるところでございます。

議員の御質問の中にもありますように、太陽光発電施設につきましては、地球温暖化対策に有効な再生可能エネルギーであり、国策として普及を進められており、本市においては、地球温暖化対策を課題として捉える中にありまして、一概に太陽光発電を規制するのではなく、環境保全等市民が健康で安全かつ快適な生活が確保できることを基本理念・目的として検討を進めておるところでございます。

2点目の禁止区域についてですが、現在想定しております禁止区域につきましては、崩落等の災害が発生するおそれがある地域で、その崩落等から市民の生命、財産を守るため、また、施設の設置により災害が助長、または誘発されるおそれがないよう、地すべり等防止法の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域、砂防法の砂防指定地、森林法による保安林の四つの区域とともに、農地につきましては、地域における貴重な資源・景観であることから、農業振興地域計画に定める農用地を禁止区域と想定をしております。

なお、現状においては、許可申請が必要な区域については想定はしておりません。

3点目の事業者の責務についてでございますが、維持管理の定期報告につきましては、その管理状況について発電事業者は、資源エネルギー庁への毎年の定期報告義務が課せられております。また、施設廃止後の撤去費用については、資源エネルギー庁が、太陽光発電施設ガイドラインを改定をして、平成30年4月より撤去費用の積み立てについて、毎年の定期報告に含めて報告することが義務化をされております。

このような状況から現状におきまして、御質問の定期報告、撤去費の積み立ての条例化については、現在のところガイドラインというような格好で想定をしておりません。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ちょっと順番が変わって申しわけないんですけども、太陽光の関係から順次 2 回目をお願いしたいと思うんですが、市長からもありましたように、現在、委員会のほうにも現時点での市の考え方といいますか、それぞれ各課調整されたものだと思いますが、出ておりますが、そこでちょっと非常に私も問題だなというふうに捉えまして、この質問に立たせていただいておりますが、今も部長から説明ありましたけども、条例の制定の背景とか、目的・理念、そういうのはわかるんですけども、それと具体的に条例で縛っていかうという中身が全くリンクしていないというところを少し問題だなというふうに考えております。

どういうことかといいますと、今も許可制のところは全く考えていないということとか、維持管理、それから廃止後の処置、そういうことがきちっと行われるかどうかということについては、全く触れられていない、罰則規定もないというような内容なんですけども、この条例のところの理念に、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保、これを目的として条例をつくるんだというふうにあるわけですけども、市民の何を守ろうとされているのか、そこを少し教えてください。

○議長（東 豊俊君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 現在、検討しております目的というものを説明させていただいたと思いますけども、市民の方の住環境への配慮と、自然環境の保護に努めて良好な生活環境の保全を目的としたいと。市民の生命・財産も保全していきたいということを考えております。

○議長（東 豊俊君） 12 番、大畑利明議員。

○12 番（大畑利明君） そういう意味でどういう事業者に対して規制がかかっているんでしょうか。それを教えてください。

○議長（東 豊俊君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 現在のところ、要綱で規定されない部分がございますして、条例化することによりまして、届け出の義務化でありますとか、罰則等につきまして規定をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 12 番、大畑利明議員。

○12 番（大畑利明君） 禁止区域は除いて、あと許可区域というものを設けようとしてされているんですね。届け出制ということになっています。この届け出も地元にとったら対抗要件何もないと思うんですよ。事業者が届けたらいいわけで、あとトラブルがないようにだけしてくださいという条例になっているんですね、設計が。

私、去年の 12 月に質問したときには、太陽光はだめと言っているのではなくて、

太陽光を設置する場合の適正な設置、適正な維持管理、こういうものが担保できる施設のみを許可していくと、認めていくという、そういう条例をつくらないと、共存できないんじゃないかというお話をさせていただいたと思うんですが、今回、条例を見ますと、太陽光の設置に関する条例なんですね。適正な管理とか適正な維持管理ということが条例の中に含まれていないんです。ですから、許可基準も設けていないんです。届け出で足りるようにしているんです。

事業者にとったら、今どんどん山崎町を中心に太陽光の話が進んでいて、一方で農業離れから農地が荒れて、そこの維持管理をどうするんだと所有者も困っておられる。そういう中で太陽光の援用がどんどんかかっていく。その土地を持っておられる方は有効活用したいという気持ちはわかるけど、隣に住んでいる人がやはり困ると思っておられる。自治会長さんに何とかとめてくれということで、自治会長さんに要望があるけど、自治会長さんはどうしようもないわけですね。何もとめる手だてがないわけですね。ただ、反対を言い続けるだけみたいな話になっているわけで、こういう今の市民の声というものがちゃんと届いて、そこを何とかしようという条例の枠組みになっているのかどうか、その辺もう一度お答えください。

○議長（東 豊俊君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 今、大畑議員言われましたように、設置に係る周辺住民への不安等々の解消につきましては、今回条例化を目指す中で、従来要綱でありましたときには、太陽光の設置に係る近隣関係者への説明は努力義務でございましたけども、今回、あらかじめ説明会を開催するなど、当該事業計画に関する周知について、必要な措置を講じなければならない。つまり義務化を課せさせていただいておるところでございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） その設置の説明を義務化するということで、地元の要望がそこで十分反映されるんですか。

○議長（東 豊俊君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 今言いましたように十分反映できることにつきましても、条例の中で事業者から報告をいただく中で指導をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） いやいやそれは部長ね、その言葉だけでは信用できないですよ。なぜかといいますと、これ条例案を委員会に出されたところで、許可制を採

用しなくて届け制にした理由、市はこういうふうに言っておられるんです。許可制を採用した場合、私有財産の活用は自由に著しく制限をかけることは好ましくないと。だから届け出制を採用するんだとおっしゃっているんです。私有財産の活用に制限をかけるから許可制をとらないとおっしゃっているんです。ということは、これは私の持ち物だから、何に使おうが勝手じゃないですか、自由じゃないですかというふうになってときに、隣の人は何も言えないということですよ。そういうことでいいとおっしゃっているんですね。これは大きな問題ですよ。こういうふうに市が考えて条例をつくられるんだったら。

釈迦に説法かも知れませんが、この都市計画区域の中に用途地域ってございますよね。これは相隣関係を定めている規制なんですよ。お互いの関係ですね。近隣との関係。だから、自分が所有している土地は自由に使いたい、活用したい、でも隣の人との関係を重視して最低の基準でその自分の土地を利用しなければいけないという、お互いのルールの中で成り立っているものなんですよ。

そういう考え方をこの中に持ち込んでいかなないとね、僕は太陽光を設置させたらだめやと言っているんじゃないで、設置されるにしても適正なもの、隣との関係でこれだった大丈夫だというようなものをしっかりした基準をつくって、そして、事業者には許可をとってもらって、そして最後の廃止のときまでも責任を持って迷惑をかけない、住環境に悪影響を与えないというところまで担保してもらって、そういう基準をつくって安心してお互いに共存してもらいたいというようなもの、最低そういうルールをつくらないと、今の中ではどうも事業者に偏った条例に僕は見えてならないんです。根幹が僕は抜けていると思います。いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 今、大畑議員が心配される部分等々あるかと思うんですけれども、冒頭市長のほうの答弁の中にもありましたように、資源エネルギー庁のガイドラインというのがございます。それが年々いろんな面で規制をかけたりとかをされているガイドラインでございます。このガイドラインにつきまして、今回計画しております条例の中では、個々の具体の部分じゃなくて、そのガイドラインの遵守というようなことの表記もあわせて取り組んでいく中で、別条文でも指導または助言、立入調査等々をする中で適正な管理及び指導に当たっていきいたいというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 部長とやっておっても仕方ないですね。市長というか、内

部で調整されたのは副市長なんですかね。ガイドラインとおっしゃるけど、県には許可基準があるんですよ。それは5,000平米以上という大規模なものですけどね。それ以下のものは各市町村で考えなさいということに、そういう枠組みなんですよ。だから、そういう許可基準がちゃんと設けられて適正な管理の中で設置をしていく。適正な例えば災害の防止という基準、それから構造の安全性とか、自然環境・生活環境をどう保全するんかという許可基準、そういうものをきちっと決めた上で、この基準をクリアしてたら設置はオーケーよというふうなことが許可基準としてあるんですよ。そういうことをやるのが面倒くさいからおっしゃっているんじゃないですか。届け出制なんて何の審査もできないじゃないですか、基準がないんですから。もうやめてくださいと言っても、業者にとったら何を根拠におっしゃっているんですかという話じゃないですか。その辺、本当に真剣に考えてください。自分の住んでおる隣に太陽光ができたら、どういうふうに思われるかということから想像しておっしゃってくださいよ。

○議長（東 豊俊君） 中村副市長。

○副市長（中村 司君） それこそ今の条例自体が法に基づいてどこまで規制をかけられるかというところでちょっと悩んだところがございます。今はとりあえず法令上にあった部分でのたたき台というような部分で、今からいろいろと御意見もいただきたいなど。

実際、ほかの部分から景観の形成、あるいは住民の住居の環境の部分、それを保護していく、それから適正な市民生活を守るためにどういう部分からそういうふうな規制がかけられていくか。そういう部分を考えていく必要があるだろうなということで、中では話したことがございます。

そういう部分で今の部分では議員がおっしゃるように、規制はなかなかかけられない、届け出があったら、もう認めざるを得ないような内容になっておりますので、その辺も含めてやはり検討が必要だと。しかしながら、いかにその部分を市民の皆様にも理解していただいて、そういう方向でもっていけるか、そういう部分を今後検討していかなければならないとは考えております。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 少しはわかっていたいたんかなと思うんですが、上位法とかそういうものにはないんですからね、このルールが、はっきりしたものが。それで各自治体が困って条例をつくっているわけですよ。だから、憲法上の問題との関係で適当な条例かどうかという議論はあろうかと思いますが、やっぱりいろん

な努力を工夫しながら、まちが条例をつくっています。

私が言った最低この私有財産の活用を著しく侵害するから、許可制をとらないというような、こういう解釈だけは絶対やめてもらいたい。それを通されるんだったら、むしろもう用途地域とかそういうようなものは全部廃止するべきですよ。一方でそういう都市計画上のいろんなルールがあり、生活を皆さんされている中で、そのことと逆のこんな言い方されるなんていうことは、これは行政として何考えているんやという話にしかならないですからね。

この許可制、本当に災害の防止、それから構造の安全性、この間もある地域へ行ったら、暑くてトランスが燃えて火事になりそうになったらしいですよ。だから、そんな本当に業者がずっとそこに来て管理してくれて初めて適正に動くんであって、こんなどンドンどンドン転売されていったら、誰が管理するのかわからなくなって、事故起きますよ、絶対。この条例は事故の起きないようにしてくださいねという条例なんですよ。そんなもん何の効力も発しませんよ。だから、本当に真剣に考えてくださいよ。だから、私たちも条例を全否定しているわけじゃなくて、審査をどンドンしていきますので、もう少し今の市民の声とか、自治会長さんが困っておられる思いとか、そういうのを酌み取った上でどういうふうにすべきかということを考えていただきたいというふうに思いますが、再度市長、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ただいまお話があったとおりでありまして、特に禁止区域という、そこは非常に難しいことではありますが、許可制と届け出制、確かに都市計画区域はまさしくそのとおりなんです、今おっしゃったことも含めて特に許可制、届け出制については多分いろいろ議論もして今そういう案を出しておると思いますので、そのあたりはもう少し踏み込んで検討していきたいと、このように思っています。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） さらに一步踏み込んでいただきたいということを特にお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、農業の多面的機能のほうに移らせていただきたいと思います。

今、取り組みの状況をお伺いをいたしました。4割強だというお話で半分についてないということで、これは全面的にその農業をどう振興していくかというのはまた別の議論があるかと思うんですが、そういうものがしっかり組み込まれていないので、農業離れになるし、農業離れの結果、大事な水路でありますとか、そうい

う資源ですね、農業を行っていく資源がどんどん維持されなくなっていると。ですから、この基本的なところをしっかりとっておかないと、一旦壊れてしまったら、もう二度と農業には戻らないというふうに思います。どんどん耕作放棄地がふえていって、ますます環境が悪くなるだろうと思います。

これ今、議論しているのは農用地のとこだけの話なんですよ。ですから、農用地以外の農振の区域はもう既に荒れていってしまっているわけですから、やはり農用地のこの水路とかそういう資源をしっかりと守るといのは、そのもう少し上流のところから整備をしていくということが非常に重要になるだろうと思うんで、どんどんこの加入率をふやしてもらいたいと。

市長から単独でなかなか取り組みにくいところは共同でという取り組みがございましたので、これは非常にいいことだというふうに思うんですが、今、国あるいは兵庫県についてはこの多面的機能支払交付金の活動組織の広域化、これを進めようとしていますね。事務を一手に引き受けて、例えば市の担当のところで協議会をつくっていったって、それぞれの集落が直接申請をするというのは大変な労力が要ると。そこがもうかなわんからもう交付金はいただきたいけど、その事務が大変なので、あるいは事務を担う人がいないので、今回取り組めないということ。

実は、宍粟市はこの5年間で減ってきているんですね、取り組みの集落数がね。ですから、この広域化という考え方、これによって多くのメリットが生み出されて、もっともっとたくさんの加入が期待されると僕は見ているんですけど、広域化の取り組みをしていこうというお考えはございませんでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私のほうから、多面的機能交付金についてお答えさせていただきます。

まず、組織数なんですけど、議員御指摘のとおり、平成28年、このときに62組織で取り組んでおられましたが、現在は先ほどの報告のとおりで若干減少傾向にあると、こういったところがございます。

その中で多くの課題も市長のほうからありましたとおり、やはり担い手不足であったり、組織の役員さんのなり手がなくなるとか、そういった課題で事務が煩雑、こんなことも一つの大きな要因ではないかなと考えております。

その中で集約化、広域化につきましてもようやくといいますか、今年度から研究を始めまして、先日も佐用町のほうで広域化をされているところにお話を聞きにお伺いさせていただきました。その中でやはり広域化にするにしても、結局その事務

を誰がするかとか、自治会のそれぞれ環境が違うわけなので、その中でこういった課題を優先的に解決するのか、こういった課題もありますけれど、やはり有効な施策であるというようなことは、研修の中で学んできましたので、このことについてもさらに研究を深めて進めていきたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 今、佐用町の例がお示しされましたが、私も佐用町に勉強に行ってきました。あそこも宍粟市と同じような課題を抱えてて、水土里会という運営組織を立ち上げられています。それは、もう町役場を退職された人の再雇用でその方が事務局にどんとおられて、そして、その事務手数料ですね、人件費とかそんなのはそれぞれの加入集落から5%か何か、事務手数料というのを徴収をして運営をされているということで、市の新たな持ち出しというものは僕は必要ないだろうというふうに考えているんですね。そういうふうに専門的な人、誰かにきっちりやってもらうと。そのことによって広域化すれば、小さな集落なんかはなかなか大きな工事ができなくても、広域化になることによって、そこはお金がいろいろ中で動かすことができるので、長寿命化の事業も自分とこの自治会だけで考えるんやなく、隣の集落も含めた長寿命化ができるとか、いろんなメリットがあるそうです。ですから、ぜひ市長本当に考えてもらったら、そういう制度ができるんだったら試したいという集落がたくさんあると思うので、ぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） やはり事業を拡大して行うということはスケールメリットがございますので、効率的・効果的に事業が進められると私も考えております。ただ、今まででしたら、各集落でそういった事務であったり、介護をされておりました。みんなで話し合っただけで地域の課題をやる中でやはり地域力といいますか、みんなで守らなアカンというような意識もあったと思うんですけど、一方で事務のほうを全部任せちゃうと、なかなかそこで何もしないみたいなことになるというような危惧もあるんで、そういったところはやっぱり仕組みをきっちりしながらしていかなければいけないかなと考えております。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） おっしゃるとおりですね、部長さん。ただ、そっちをあんまり意識し過ぎるとだめなんで、そうなる現状でいいじゃないかというふうになると、ますます衰退していきますよ。実質農業離れが進んでいるわけですからね。

ですから、やっぱりそういう組織をつくっておいて、今おっしゃるような主体性がなくなる、自分たちのものとして意識が薄れる、そういうものはまた別途しっかり啓発していくというふうに考えていただきたいと思いますので、ぜひお願いします。もう一度答弁ください。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） やはり新たな取り組みを始めるということになると、やはり大きな課題もございますし、メリットとかデメリット、この辺も十分検証しながら、宍粟市の制度として考えていきたい、研究していきたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） それでは、冒頭の森林環境税のほうに話を戻させていただきたいと思うんですが、先ほどちょっと市長から答弁がございましたが、ちょっと具体的な答弁に乏しかったなあというふうに、聞いていて一般的な話に終わったなという感じがするんで、もう少し中身に踏み込んだ御答弁をいただきたいというふうに思います。

まず、再度伺いますが、保全と生産というところの区分、どういうふうに具体的にするんですかということに対しては、保全のほうの答弁がなかったように私思うんですね。どう保全するのか。私は、災害防止ということはこの間宍粟市も土砂災害等大きな被害を受けてきているわけですから、ということとか、あるいはいろいろな獣害被害なんかも含めて、動物が住める森というものをしっかりつくっていくという、そういう観点も必要ですから、災害とか環境面、そういうものを重視した森林づくりも一方で進めなあかんと思うんですね。そこの話がなかったなと思うんですが、その辺についてももう一度答弁をお願いします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 保全という観点から、御質問の生産性ということで、特に保全のことについては非常に重要、環境も含めてであります。特に、今回の森林経営計画の中で条件不利地というのは非常に急傾斜地であったり、あるいは小さなところというのは非常に大きい要素があると思います。特に急傾斜地というのは、非常に災害から守るという観点でもなかなか手つきにくいところではありますが、そういったところについての間伐であったり、施業、こういったこともある意味森林を守るという、保全という観点からも今回の環境税をうまく活用して、そういったところに保全という観点の中で取り組むことが必要だろうと、このように考えておりま

す。

それから、もう一方、いわゆる主伐ということで、一定の当然 50 年、60 年来ておりますので、その主伐の後の植栽をどうするか。植栽も現在やっておりますのは、可能な限り人工林と同時にせめても 3 分の 1 はいわゆる雑木とか、そういった環境を保全するようなものを植えて、ある意味の動物との共生、こういった観点で今既に混交林という形で進めております。

そういうことも相まって保全という観点で進めていきたいと。ただ、まだ具体的に、このここは保全が重要、ここは生産性という、こういうことも今後、山をさび分けをしながらやっていく必要があるだろうと、このように考えています。

○議長（東 豊俊君） 12 番、大畑利明議員。

○12 番（大畑利明君） よくわかります。そこで、僕、前にも提案させてもろうたと思うんですが、フォレスターみたいな人がやっぱりいらっしやらないでしょう、市内に。だから、森林をどう管理していくのかというプロの目ですね、そういうものは絶対必要なんじゃないかと思うんです。だから、そういう方に一度宍粟市の山を皆やっぱり見てもらって、保全と生産ということをどういうふうに展開するのかということをやっぱり専門家の目でしっかりアドバイスいただく必要があると思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 以前にも御質問いただいて、私もそのとおりだと思います。いわゆる今回の贈与税の、あるいは法の理念の中でアドバイザーとか、そういう制度を活用していくということであります。

今のところ大変申しわけないんですが、非常にそういう観点で人を当たっておるんですが、なかなかないという状況であります。県全体で県木連が中心になりながら、アドバイザーということになっておるんですが、現実には人材不足ということがあります。

できるだけ早く宍粟市としてもその専門家をお願いして、先ほど申し上げた山をどうしていく、今後どうする、それから条件不利地をどうしていく、そういったことも含めてすることが重要だと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 12 番、大畑利明議員。

○12 番（大畑利明君） それについてはまた今後よろしくお願いを申し上げます。

私は、保全というのは、一旦は今のところは伐採しなければいけないんですけども、やっぱり天然林化ですね、そういうことも考えていただきたいということをお

願いしておきたいと思います。

それと、二つ目の山元への所得の還元といいますか、山のところがにぎわうと、そこに人が集まって、中山間地域がにぎわっていくということで、これは宍粟市のこれからの市政の発展にとって重要なポイントになろうかというふうに思うんですね。

そのためには、川中・川下、川中はちょっと製材が今非常に弱ってきてますので、全部市場出しになっているので、川中をどういうふうにするかというのは、これから新しいシステムを考えないかんとします。

だから川下ですね。川下は先ほど流域の関係市町との関係をしっかりやっていくとおっしゃったんですが、自分とこのまちでいろんな建築をしていくのも、これは川下の役割なんです。木造建築をもっともっと僕は市内でもやらないかんといいふりに思っていますが、宍粟スギがほとんど市内で使われていない。委員会なんかで話しますと、森林の家づくりなんかは宍粟材を使ってもらったら少し補助率よかったりするんですが、部長いわく、価格が開きがあり過ぎてなかなかそこ利用が進まないというふうにおっしゃっているんですが、それも一つあると思うんですが、私価格だけの問題じゃないんじゃないかなと思うんですね。スギとかというものを今、なかなか建築材として使われていない傾向があるんじゃないかなと。だから、そこをそのスギ材をどう使っていくかというところの研究が要るんじゃないかなと。それをしないと、主要な構造のところには木材が使われなくて、宍粟のスギが使われなくて、いくら木材需要をふやしていきますって言ったところで、進まないんじゃないかというふうに思うんです。

ですから、その新しい研究をやるということと、それから、木造建築ではCLTですね、これをもっと自ら進めていく、あるいはCLT建築の普及をこの流域の中でもっと広めていただくような、そういう運営協議会みたいなものをつくってどんどんいくとか。本当に木を使うんだという、そういう仕組みづくりというのはもっと真剣に考えないと、それは大事やから、それを振興しますとか、何ぼ言うてみても、中身が伴うのかなあという心配もあるんですね。そういう意味でもう一度そのあたり、何か考えがあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 特に2点目の質問と3点目の質問、ちょっと相まっつての答弁になるかもわかりません。2点目のところで、まず山元が潤う、やっぱりしっかり山元にお金をどう返していくかということです。少し違うかもわかりませんが、今現在、ヒノキで立米1万円ぐらいが大体の標準であります。ちょっと下がって8,000

円からということではありますが、私は、もうこれからもそれ以上のことはなかなか望めないというふうに考えています。

したがって、今現在の価格をもとにしてみますと、山元にずっと返るコストからすると、1,000円からよく返って、それはやっぱり4,000円ぐらい返せないで、やっぱりなかなか潤わんのではないかなど。そのためには何をするかというと、やっぱり生産コストを下げていくという、特に人材不足もありますので、そういう意味では今ハーベストとかいろんなことでやっておりますし、ICTを使ってやったり、あるいは植え込みも、これからドローンで植えていくというようなこともあります。そういうことの新たな仕組みを、モデルを私はこれから宍粟市でぜひつくっていききたいと。そのことによってできるだけ山元に返すことによって、山元もまた植栽意欲になっていく、あるいは経営意欲になっていくと、こういうことが循環していくのではないかなど。1点目、そんなふうに思っています。

そういう中で、特に川下との関係であります。我がまちも木材をできる限り公共施設にも使っていきたいということで、特にCLTでありますけども、いろいろしているんですが、なかなかコストで非常に厳しい状況があるんですが、そのコストをかけてでもということとはよく理解できるんですけども、今後そのことについては公共施設が先導的な役割も担わないかということでもありますので、可能な限りそういう木質も含めて努めてその配慮をしていく必要があるだろうと、こう考えております。

ただ、今現在、森林林業研究所も含めて県全体でも木材とか床材とかいろんな形でスギも、あるいはヒノキもそういうふうにどんどん変わっております。柱材の利用も非常に変わってきておる形態があります。そういうことのPRやら、実際に今モデルハウスでもそういうこともやっていただいておりますので、市も積極的に税の投入と同時にPRもどんどんやっていきながら、川下へも訴えていく、このことが一挙にいかないんですが、私は山元に返ってくるということにつながってくると、こんな方向で今後進めていきたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 済みません、もう何点かだけお伺いして終わりますが、川下の自治体との連携ですね、具体的にどういうことをされるんかということをもう一度お伺いしたいんですが、今回森林環境税は人口割で都市部の森林を持たないまちにも、この税が投入されているというのは、そういう都市部が川上の森林整備に貢献をしてもらうということが非常に意味が込められているというふうに思います。

ので、例えばこの揖保川流域で関連の市町とどういうふうにそういう話をして連携をしていくかという問題。

それと、既にある東京港区、その話が進んでいるんかどうかね、木材利用協定が進んでいるのか。もし進んでいないんだったら、どんな課題があるのかということ。その2点を川下との連携のところで伺います。

それから、もう1点は、木材利用ということでバイオマスの活用が進んでからやっぱり少し山が動いてきて、山元にもお金が戻っているというのがあるんですが、これは今バイオマスの原料は宍粟市がどんどん提供してますけど、市内があまり潤ってないんですよ、これはもう下流が潤ってますんで。やっぱり前から市長がおっしゃっている市内でのバイオマス発電を考えていないのかどうか。その辺ちょっと3点、お答えください。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 1点目については、例えばであります、揖保川流域、いろいろ首長会もありますので、この話は出しております。ただ、木材利用でそれぞれのまちにある環境税を使っていただくということについて、まだ具体にはそれぞれの役割分担をどうしようということについては詰めてないんですが、今その議論をしております。

ただ、ある首長さんは、なかなか難しいなあと。ただ、理解は十分していただいております。

木材利用と同時に、山へ投資もということで今進めております。まだ、現段階では具体的なところは言えないんですが、そういうことでは議論をしております。

それから、港区については、先般担当部のほうで具体的に行っておりますので、担当部長のほうで。

木質バイオマスについては、当初から赤穂海水さんがされるときに、宍粟から年間7万立米ということだったんですが、当初はなかなかそうはいかなかったんですけども、現在それに近いところであります。朝来市さんも県の森林組合連合会等々はしてありますが、なかなか材等々の確保が難しい状況でありますんで、ただ、宍粟市については、赤穂のほうを中心にいこうということであります。今見ていただいたとおり、運搬されるトラックが非常に出ていると思います。ただ、御存じのとおり、A材、B材、C材ありまして、それぞれの材があるんですが、なかなかいいものまで持ってくるわけにつかないので、ただ、これからなかなか確保も厳しい状況であります、冒頭申し上げたとおり、機械化をしながら、間伐を促進しながら、

可能な限り木質バイオマスのほうにどんどん傾注をしていきたいと、このように考えております。

ただ、市内にどうかということではありますが、山元には幾らかバイオによって響があるんですが、直接ということでもあります。と同時に、バイオマス発電についてもいろいろ研究しておるんですが、宍粟市単独でというのもなかなか難しい状況ではありますが、極力発電も含めて今後研究はしていきたいと、このように考えています。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私のほうからは、港モデルについての説明をさせていただきます。

この制度につきましては、御承知のとおり二酸化炭素を吸収、こういった観点からの事業を東京の港区が進められております。これにつきましては、協定のほうを宍粟市が結びまして、港区に登録のある建築業者が木材を使用するときに、港区がCO₂関係の認定書を発行して、そういう事業を推進するという流れになっております。

今現在、その実績としましては、まだ宍粟材が東京の港区のほうに使われたということはないんですけど、今年総会のほうにも出席いたしました。また、今後、研修会等も開催されますので、そちらのほうにも参加して港区との関係をより深く結びつけていきたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） わかりました。もう最後にしますが、この間も宍粟市にとっての強みを生かしてほしいということは再三この一般質問を含めて申し上げてきました。この宍粟市、私たちが持っている強みというのはやっぱり林業とか農業をはじめとする1次産業だろうというふうに考えております。

また、それに関連したり、それから派生する産業、そういうものがあるということで、1次産業のところを大事にしていかなければいけないだろうというふうに思います。

この森林環境税が充当されます私有人工林、これ県下で一番多いんですね、宍粟市が。2万4,000ヘクタールほどありまして、県下随一ですね。そういうところの、これからここをどういうふうに保全と林業の成長産業化に結びつけていくかというのは、非常に重要であると思いますので、今後ともいろいろ御意見申し上げたいと思いますので、前向きに検討いただいて、ここが振興するかどうかで宍粟市の振興

の重要な鍵になっていると思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

- 議長（東 豊俊君） これで、政策研究グループ「グローバルしそう」、大畑利明議員の代表質問を終わります。

続いて、創政会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

14 番、実友 勉議員。

- 14 番（実友 勉君） おはようございます。14 番、実友です。議長より指名をいただきましたので、創政会を代表いたしまして、質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回、久しぶりにこの席に立ちましたので少し緊張感みでございます。3 点につきまして、質問させていただきますので、どうかよろしくお願ひをいたします。

まず、1 点目にまちづくり事業についてお伺いをしたいというふうに思います。

今、宍粟市では、まちづくり事業として、北部 3 町では、生活圏の拠点づくり事業で、第 1 ダム構想、また山崎町域では、山崎の中心市街地活性化事業、それから都市計画マスタープラン策定事業など、第 2 ダム構想として位置づけし、展開をされているところでございます。その地減の人たちにとって策定されるまちづくり事業は、すばらしいことと受けとめております。

しかし、これらの事業に絡められない拠点地域から離れた地域があることも考えなければいけないというふうに思います。そんな地域をどうすればいいのでしょうか。人口減少によりその地域こそ元気のない寂れた地域となっているところでございます。拠点地域とその他の地域とのつながりをどのようにして全体の活性化を図ろうとされているのかお伺いをしたいと、このように思います。

次に、2 点目の専門職員の配置につきまして、お伺いをしたいというふうに思います。

宍粟市の職員で専門職種、例えば土木技術職、建築の技術職等の職員が今はありません。職員採用時には専門職として採用された人も、全ての職員は一般職員というふうになっております。令和 2 年度採用職員の募集では、一般職、土木技術職を数名というふうになっておりました。今後、職員の職種をどのようにされようとお考えなのか、お伺いをしたいというふうに思います。私は、専門職種の職員が必要というふうに思っておるところでございます。

3点目なのですが、空き家対策条例について、お伺いをしたいというふうに思います。

宍粟市空き家等の対策に関する条例は、平成26年3月議会において制定されました。当時既に空き家問題は社会的に大きな問題となっておりまして、その後国におきまして、空き家対策の特別措置法が制定をされました。言うなれば、宍粟市は先進的な立場であったというふうに思っています。しかし、ある人から佐用町では空き家に対して厳しい町からの指導がある。宍粟市は空き家に対し緩いのではないか、そういう意見をいただき、佐用町のほうに空き家対策についてお伺いに行きました。佐用町では、老朽危険空き家等の適正管理に関する要綱というのを制定されまして、取り組んでおられますが、老朽危険空き家除却支援事業として、国県の補助も合わせて限度額133万2,000円の補助を出す規定となっております。宍粟市では上限50万円というふうになっております。

今年の3月議会におきまして、宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正案が上程され、可決されました。このときの改正案は、今後の空き家対策の方向性や、具体的な施策等を示し、さらに推進していくことを目的に、法律に基づいて空き家対策計画を策定、また、その協議を行う協議会を組織するというふうにされております。その後どこまで方向性等進展し、いつから施行をできるようになるのでしょうか。私の家の近くでは、40年近く放置されておりました空き家が今取り壊されております。気になるところでございますので、お伺いをいたします。

これで1回目の質問を終わります。よろしくお伺いをいたします。

○議長（東 豊俊君） 実友 勉議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、創政会代表の実友議員の御質問、3点いただいておりますが、私のほうからはまちづくり事業について御答弁させていただきたいと思っております。

専門職の配置については、副市長のほうから御答弁させていただきたいと。あと空き家につきましては、具体的な進行状況もありますので、担当部長より答弁させたいと思っております。

まず、まちづくり事業であります。特に生活圏の拠点づくり事業につきましては、人口流出を抑制する第1のダムとして、市民局周辺に日常生活に必要な機能を集約し、集落と拠点を結ぶ交通あるいは情報のネットワーク化によってコンパクトなエリア内に人が集い、にぎわいを創出する、その拠点の形成を目指す、こういう

ことで、これまでもお話をしてきたところであります。

現在、一宮の生活圏の拠点づくりとして、仮称であります、市民協働センターの建設に着手をしておるところでありまして、平行して施設の利用や運営を協議いただく検討委員会も設置をしていただきました。一宮町域の皆さんが、施設に愛着を持たれるよう愛称の募集も今行われておると、こういうところであります。この協働センターが供用開始をされた後は、さまざまな方々が集うことになると考えております。人や活動を協働のまちづくりにつなげていく必要があると、このように思っています。したがって、建物を含めて集合的な建物をつくるわけでありませんが、中身が大事でありますので、今後市民の皆さんと一緒に協働でまちをつかっていくと、こういう観点でこの施設を有効活用していき、そのことがある意味の大きなまちづくりにつながっていくと、このように考えております。

また、一宮町北部におきましては、もう既に三方地区の活性化委員会を数年前から結成をしていただいて、家原遺跡公園を中心とした「御形の里づくり」に現在取り組んでいただいております。年々その取り組みの内容もいろいろ将来に向けて強化をしていただいて、特に生活圏の拠点とうまく連携をした、あるいはそれぞれのにぎわいをつくっていかうという思いも持っていていただいております。そのことが全体の活性化につながっていくと、このように考えておるところであります。

今後におきましても、この拠点と北部、特に三方地区の活性化委員会とも十分連携しながら、全体へつなげていくことが重要と、このように考えております。

いずれにしても、生活圏の拠点は圏域の利便性を高めて定住・定着を目指すものであります。加えて、住みなれた地域の活性化や安全・安心のまちづくりを進めていく、このようになると考えておるところであります。

後の質問については、先ほど申し上げたとおり、答弁を後ほどさせていただきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

中村副市長。

○副市長（中村 司君） 失礼します。私のほうからは、専門職員の配置についての御質問にお答えをいたします。

職員の区分といいますか、職種、職務に関しては、以前は事務吏員、それから技術吏員ということで区分をされておりました。しかしながら、地方公共団体の事務の複雑化、多様化によりまして、事務と技術について明確に区分できなくなっているというような状況を受けまして、平成 18 年度に地方自治法が改正になりまして、

現在の職員という部分に一本化をされた状況でございます。

そのため合併以降の採用につきましては、土木、建築等の専門職の採用枠を設けずに、一般職員として採用した職員を事務担当課に配属をし、知識や技術の指導を行うことで幅広い分野に活躍できるような、そういうような職員の育成に努めてきたところでございます。採用者の中には、もちろん技術的な知識あるいは経験を持った職員もございまして、市役所でも勤務を通しまして資格を取得した職員もおります。

しかしながら、事業を実施する上でやはり設計、積算、現場の監督あるいは検査等業務上の専門知識を有する職員は必要でございますので、やはり職員構成のバランス、あるいは継続的かつ計画的にそういう職員を育成していく必要があるということから、昨年度から専門的な知識あるいは職務経験があることを受験資格とした採用枠を設けて土木職あるいは建築職の採用に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私からは空き家対策条例についての御質問にお答えいたします。

今年の3月議会において一部改正させていただきました宍粟市空き家等の対策に関する条例において、空き家等対策計画の作成・実施に当たり、空き家等対策協議会を設置することとしておりました。協議会につきましては、既に設置しており、県立大学の准教授や弁護士、自治会の代表の方、また公募の方3名を含め計8名で協議会を発足しております。空き家等対策計画の策定に向け、7月19日に第1回の協議会を開催しており、当市の空き家対策の現状説明、検討すべき施策の方向性を確認していただきました。

8月29日には第2回の協議会を開催し、適切な管理や利活用などについて御検討いただいております。今後、あと数回協議会を開催し、パブリックコメントを実施いたしまして、今年度中に計画を策定し、来年度から計画に基づいて事業を推進していきたいと考えております。

計画策定に当たりましては、委員会において議員の皆様にも随時御報告する機会を設け、御意見を伺う予定としており、今後も事業を推進する中で、市内の空き家に関して所有者に適正な管理を行っていただくよう周知啓発を実施していく予定でございます。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 14 番、実友 勉議員。

○14 番（実友 勉君） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、まちづくり事業につきましてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

市長のほうからも一宮の方向とか、そういったことにつきまして詳しく説明をいただいたところでございますが、拠点づくり事業というのは私もすばらしい事業というふうに思っておるところでございます。そこから今言われましたように、文化等を発信し、地域全体を活性化しようというふうに解釈をしております。特に、一宮では各地域の協議会が今活発に話し合いをされているというふうに聞かせていただいております。イベントの計画でありますとか、地域の特産館の建設、また道路の改修、河川の改修等が話されているようでございますが、どのことも地域にとっては放ってはおけないことばかりでございます。市長のほうはこういったことにつきまして非常に取り組んでおられるということはよくわかっておりますけど、今後におきましては、地域からの要望は今以上に取り組んでいただきたいと、このように思うところでございます。

そこで、特にイベントを開催する上におきましては、土日が中心となります。例えば地域でイベントを行いますにしましても、拠点のところイベントを行うことにしましても、土日が中心となるということでございますので、公共交通、小型バス等につきましての運行をできれば土日にも広げていただきたい、そういった要望をたくさん聞いておるところでございますが、このことについてはいかがでしょうか。イベントだけではなくに、土日の買い物等にもやっぱり使いたんだというお話もあるところでございます。

それから、今計画されております県道等のアクセス道路につきましては、地域の活性化には欠かせないものでございます。地域の活力を生ませる意味におきましても早期の着手完成を願うものでございますが、いかがでございましょうか。

また、総合病院の建て替え等が7年後向こうまでというふうに言われております。私は非常に楽しみにしておるところでございますが、そのアクセス道路ですが、国道からの道路は都市計画道路でありますとか、県道の改修等で今ある程度できております。ところが西側の道路なんですけど、未改修のところがたくさんございまして、特に都市計画道路、それから市道鹿沢中比地線につきましては、建設までにはまだ時間がかかるような気がするわけでございますが、ぜひこの7年後までにアクセス

道路として建設をいただきまして、そしてこの総合病院が市の核になるような状況で考えていただくことはできないでしょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 何点か再質問いただいておりますので、私のほうから、まず1点目のまちづくり事業の拠点づくり、特にアクセスの問題であります。そのアクセスの一つとして道路というのは非常に重要な役割があるところであります。特に現在、それぞれ地域の皆さんが熱心にかつて長い歴史の中でそれぞれ促進協議会等々をつくっていただいて要望活動もしていただいております。特にある促進協では地権者の皆さんの判まで全部ついていただいて、早期にと、こういうことで地域の盛り上がりをつくっていただいております。それには当然市も県も国も非常に応えていかないかんとということで、今年度におきましては、もうお示ししておるのではないかと思うんですが、県のこの10年を含めた社会基盤プログラムの中でも粟粟市のそれぞれの道路等々については非常にたくさんやっていただくようになっております。また、治山の問題、あるいはため池の改修を含めてであります。地域の皆さん形の要望によってこのようになっております。

したがいまして、今後も地域の皆さんと一緒にやって要望活動を続ける、そういう意味では地道な、それぞれの地域での促進協等々が非常に重要な役割を持っておるのではないかなと、こう思っておりますので、そういう観点で今後も地域の皆さんにもお願いしながら、一体となってまちづくりのそれぞれの方向に向いていきたいと、このように考えております。

それから、特に総合病院等々の関係のアクセスの関係であります。今現在、本年度からどういう病院にしていくのか、どういう機能を持たせていくのかということの議論を専門的な見地からも加わっていただいて、今検討をしておるところであります。できるだけ2年の間にしながら、市民の皆さんにも来年度に入りますとお示ししたり、議会もお示しして御意見をいただきながらつくり上げていきたいと、このように考えております。

当然であります。アクセス道路というのは非常に重要なところでありますので、そういったことも可能な限り、そのことも相まって病院そのものでなしに、周りのまちづくりという観点の中でこれは別個で十分検討していかなくてはならないと、このように考えております。当然都市計画道路もその一つでありますし、場合によ

って新たな接続の道路も必要になるかも知れません。そういうことも含めて検討をしていく必要があるだろうと、このように考えております。

それから、地域の要望は今まで以上にさらに来るのではないかと。その対応はということではありますが、当然でありますので、私どもとしては地域からの要望にはできるだけ可能なものについては応えていきたいと、このように考えております。あわせもって、だめなものは無理ですよと、それから少し時間をいただくことはどうですよとか、あるいは地域でお願いすること、こういったこともしっかり明確にそれぞれ言いながら、地域の皆さんや市民の皆さんと一緒に考えていきたい。そういう観点で要望もお受け取りしたいと、このよう考えております。

最後に、公共交通については公共交通会議がありますので、会議の座長は副市長かしておりますので、副市長のほうから答弁させていただきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

中村副市長。

○副市長（中村 司君） 地域公共交通会議の部分で事業者、いわゆる市民の皆様と一緒に会議を行っております。そういうことで今のところは平日の部分の運行のみになっております。この土日の運行につきましても当初から一応は議論に上がっていたとは思いますが。しかしながら、利用の状況、その部分も含めて、それから運行事業者の部分で運行ができるかどうかという部分も含めての議論があったんではないかと思っております。その部分も含めてもう一回地域公共交通会議で可能かどうかも含めまして諮ってみて、ちょっと議論をさせていただきたいなと考えております。

○議長（東 豊俊君） 14番、実友 勉議員。

○14番（実友 勉君） ぜひ議論をしていただきたいと、このように思うところがございます。

総合病院につきましては、昨日もその関係で電話をいただいた方がいるんですが、どうしてもやっぱり公共交通を利用できる状況にさせていただきたいと。できれば直接病院に入る運行バスをつくっていただきたいというふうな要望でございました。そういったことも絡めましてあの総合病院については、あそこが公共交通の拠点になるようなこともひとつ考えていただきたいなど。一つの南の拠点というような考え方ができるのではないかなというふうに思うところがございますが、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 総合病院につきましては当然でありますので、アクセスとし

ては公共交通をしっかりとそこへ乗り入れていくという考え方は当然であります。ただ、その拠点になれるかどうかも含めてであります。今後そのことも含めながら、計画の中でしっかりと練り込んでいきたいと、このように考えておりますので、また素案の段階でいろいろとまた御意見をいただいたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 豊俊君） 14番、実友 勉議員。

○14番（実友 勉君） よろしくお願ひします。それから、2点目の専門職員の配置についてでございますけれども、この問題につきましては、以前にも質問したことがございます。昨年の水害時、ある集落から河川が壊れて直すのに地元負担金がたくさん要るんだという話がございました。あれだけ大きな崩れ方をしておるのに、災害にはかからんらしいんだという話がございまして、私も現地に見に行きますと、河川が大きく崩れておりました。河川の護岸の上に水路が乗った状況でございます。県の土地改良事務所、それから土木事務所ともその事業については、これは土地改良事業だと、それからこちらは河川の事業だというふうに言われて、どちらとも採択にならなかったと、当初は。そういった状況を聞きまして、当時の建設部長、これはおかしいぞと、何とかこれ河川か土地改良か、どちらかの災害に拾ってもらふような話をしてくれと。二重採択防止というのは昔はあったんですが、今はないんかという話をしますと、すぐにかかけ合っていたようにございまして、またほかの人にもちょっと相談をいたしますと、県の土木のほうで採択をしていただくようになりましたという返事をいただいたんです。というのは、やっぱりそこには県の職員の専門職員の方と、それから市の専門の職員の方たち、やっぱりずっと付き合いがあるわけなんですね。そういった付き合いの中でその事業を一つずつ話し合いをすることによって、そういった例えば今のは一つの例なんです、採択にする、しない、そういったこともやっぱり関係してくるのではないかと、このように私は感じたところでございまして、特に今回、皆さんに質問したところでございます。

今、副市長のほうから話をいただきました。今後におきましても専門職員の採択、何とかお願ひしたいというふうに思ひますが、これからはどの程度の職員を採択希望される予定でしょうか、お伺ひしたいというふうに思ひます。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私もつながりという部分を常に引き継いでいくという部分については非常に大切な分野だというふうに思ひます。その観点からしますと、今技術職の年齢構成、それが非常にアンバランスになっている部分が生ま

れてきておるといところでございまして、ここ2年技術職というくくりで募集もかけておるといところでございます。しばらくこの年齢構成も意識をしながら、継続して技術職の採用にも努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 豊俊君） 14番、実友 勉議員。

○14番（実友 勉君） どうかよろしくお願ひします。続いて、空き家対策につきまして、再質問させていただきたいというふうに思ひます。

空き家の把握につきましては、自治会長さんに委ねなければならないというふうに思っておりますけれども、危険空き家かどうか、そういった判断を自治会長ではなかなか難しい、このように思ひます。今協議会を発足させておるといところでございます。そういったところで協議をいただくことがいいのかなというふうに思ふところでございます。

先の質問でも行いましたけれども、近くで空き家が撤去されました。自治会長にあの空き家どうなつとんだというふうに話をいたしますと、空き家としては届け出が市のほうにされており、危険空き家というふうには届けていないと、これは困ったことやなあという話を自治会長としたところでございます。そういったことから自治会長のほうでも非常に心配をしたところでございますが、その人からはどういったこともなかったんですが、自治会長で危険空き家かどうかという判断をすることはなかなかこれは難しいなというふうに私はそのとき思つたところでございます。協議会のほうで判断をしていただくということを要望したいというふうに思ひます。

そして、最近、空き家の状態を再調査されたというふうに聞かせていただいておりますけれども、その結果が私たちにまだもうひとつはっきり教えていただけていないのかなというふうに思ふところでございまして、空き家の状況を教えていただきたいというふうに思ひます。

また、今までの基準で50万円の補助という基準で除却事業というのは何件あったんでしょうか。

佐用町に聞かせていただきますと、危険空き家の判断基準、これAランク、100点以上とか、Bランク50点以上とかいうふうに定められておりました。そして、補助を出しておられるところでございますが、また、町単独事業というのも自主防災組織活動、そういったところに対してされております。空き家対策事業につきまして床面積100平米以上では50万円、100平米以下では30万円と、そんな補助規

定をつくっておられまして、国県補助が適用された除却事業、これ平成 28 年からなんですけども、昨年度まで 6 件除却されたというふうに聞かせていただきました。そして、今年度 2 件予定されております。また、町単独事業では 3 件の補助事業を実施されたと。また、市道で補助事業なしで 14 件が除却されたというふうに聞かせていただきました。一番最初に話しさせていただきましたように、非常に町からの指導というのが厳しいということを私は実感したところでございます。こういったことにつきましては、やっぱり生活圏の問題でございますので、できれば早く、来年度からという話を聞かせていただきましたけれども、早期に条例案を出していただきまして、早く実施をしていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 大きく 3 点の質問があったと思います。ちょっと順番を変えまして説明させていただきます。

まず、空き家の実態調査のことにつきまして、若干経緯も踏まえまして説明いたします。

まず、空き家の実態調査第 1 回ですけれど、これは平成 25 年に実施いたしております。ここは先ほどございましたとおり、自治会等をお願いする中で実施しております。そのときに判明した戸数につきましては 1,211 戸ございました。今回、平成 30 年に空き家実態調査を行ったわけなんですけど、これは職員が実施いたしております。一番最初のこの 30 年の調査では戸数でいきますと 1,534 戸空き家があるのではないかとということ进行调查しまして、その後所有者の方に実態調査のアンケートを送る中で 1,389 戸が空き家と宍粟市としては認定いたしております。

続きまして、2 点目の危険空き家の認定のことについてでございます。特にこれは大きな課題になってくると思います。やはり個人の財産ということもございまして、どこからがごみといたしますか、本当に危険な空き家かどうか、この判定についてはやはり認定基準というものを設けなくてはいけないと私は考えております。今回のこの計画策定の中でそういったところも踏み込みながら、やはり一定公平・平等な判断をしないといけないので、その部分も盛り込んで考えたいと考えております。

それと、3 点目の除却件数でございますけれど、宍粟市においては平成 27 年に 2 件、平成 29 年度に 5 件ということで、30 年度はございませんでした。合計 7 件の除却実績がございます。ありましたとおり、上限は 50 万円で補助対象経費の 2

分の1ということで制度を設けてございます。

佐用町の制度につきましても国の制度に乗っかるような制度でございますけど、このことも踏まえまして今回の空き家対策計画、この中で議論していきたいと考えております。

前回の会議でもそういったこともちょっと頭出ししておりますけれど、お金だけでいいのかといったような意見もいただいております。お金だけ上げて誘導するのではなく、やはり空き家の本当の本質的なところ、こんなところも市民に啓発したり、所有者の方に啓発する中で対策を進めていかなければならないといった意見もいただいておりますので、最終的には総合的に判断して市の骨子をつくりたいと考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 14番、実友 勉議員。

○14番（実友 勉君） 部長が言われましたとおりだなというふうに思います。できるだけ早く基準をつくっていただきまして、補助事業だけじゃなしに、例えば佐用町におきましても、補助なしの件数が14件というふうに聞かせていただきました。これは本当にそういったことを認識していただいた所有者の方、そういった人とも十分に話し合いをしていただきまして、早期にこの基準をつくっていただきたい、このように思います。

終わります。

○議長（東 豊俊君） これで、創政会、実友 勉議員の代表質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時15分まで休憩をいたします。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、宍志の会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 議長の許可をいただきましたので、ただいまより宍志の会を代表いたしまして、代表質問を行います。6番の大久保陽一でございます。よろしくお願いいたします。

まちの「元気の源」中小企業及び小規模企業振興について、平成30年3月12日に地域経済循環の活性化並びに雇用機会の拡大を促進して中小企業等の持続的発展を図り、もって市民生活の向上を図ることを目的とする宍粟市中小企業等振興基本条例が公布されてから1年半が過ぎました。

条例制定をする意義は、中小企業及び小規模企業振興に関し、市の重要施策（政策の中心）としての位置づけが加わったためと考えるが、市の考えを明らかにされたい。

中小企業及び小規模企業振興は、現在進行中である都市計画マスタープランへ反映されることは必然だと考える。また住宅施策等にも反映されることが当然のことだというふうに市の中心施策に加わったわけですから考えるわけですが、市の考えを明らかにされたい。

宍粟市中小企業等振興基本条例が施行される前と施行された後、中小企業及び小規模企業振興にどのような成果があらわれたのかを示されたい。

この条例の第11条に、市は商工団体と連携して、中小企業等の振興に関する主な施策について検証及び評価を行うとあるが、いまだ検証及び評価が行われていない。その理由を明らかにしてほしいというふうに思います。

市内で、長きにわたり個人商店として続いてきた食料品店・商店・駄菓子屋さん・喫茶店・食堂・理美容店などは、現在では大切な市民の居場所となっております。地域のコミュニティーの中心としてなくてはならない存在となっております。このお店の利益だけじゃなしに、その場所そのものが地域の居場所、地域の人々のコミュニティーの中心というふうになっております。この居場所でもあって、地域コミュニティーの中心となっている個人の商店ですね、理美容店などを含める個人のお店と宍粟市との新たな関係を構築する、つくり上げる必要であるんじゃないかというふうに思います。このことも本来この条例の中であればよかったんですが、条例の中にはぽっかりそこが抜けているんじゃないかと思います。前向きに検討をしていただきたいというふうに考えます。

2点目で健康寿命（健康に生活できる期間）と高齢者のスポーツについてです。

健康しろう 21 の基本方針に、誰もが健康で心豊かな生活をおくることができるよう、市民一人一人の健康をみんなで支え合い、助け合うことのできるさまざまな取り組みを推進し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指しますとあります。健康寿命と高齢者のスポーツについて、下記のとおり質問いたします。

宍粟市の健康寿命が男女ともに国・県よりも低く、健康でない期間が長くなって

いることを、高齢者のスポーツという視点から市はどのように捉えていますか。

これは、健康しそう 21 の中にあります一部資料を抜き出したものなんですけれども、やはり兵庫県の平均、全国平均よりも宍粟市の健康寿命は短いです。これは大変な大問題じゃないかというふうに思います。

さらに、兵庫県平均、全国平均に比べましても健康でない期間が宍粟市は非常に長いということも、この健康しそう 21 の中に記載されております。これは非常にこの状況をそのままにしておくことは問題であるというふうに思います。ぜひどのように捉えているのかということをも市の考えをお伺いしたいというふうに思います。

また、健康しそう 21 の中に、体を動かすことは健康的な生活を送る上で欠かせない要素であるとして、市は「ウォーキング」などを推奨しておりますが、市役所周辺のゆめ公園の周辺にありますウォーキングコースなど、傷みがあり整備が不十分であるというふうに思います。本当に推奨できるウォーキングコースとしていただきたいというふうに思います。また、市内には一宮、千種、波賀とそれぞれウォーキングコースがあるわけなんですけど、その点に関しても答弁いただけたらというふうに思います。

また、宍粟市は高齢者自殺死亡率が非常に高いです。市が出しています書類に目を通しましても、自死に至る動機において健康問題が一番多いとの報告があります。高齢者のスポーツ、例えばグラウンドゴルフ、ゲートボール、スイミングなどに関して、より積極的な市の振興策が必要ではないのかというふうに考えます。

以上、大きく2点、質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 大久保陽一議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、宍志の会代表の大久保議員の御質問、大きく2点いただいておりますので、御答弁申し上げたいと、このように思います。

1点目の条例制定による市の重要施策の位置づけ、このことについてであります。この条例を制定するに当たりましては、大久保議員からもいろいろ御提案をいただいて、現在の条例の制定に至ったと、こういうことでもあります。

従前から宍粟市におきましても、中小企業等が地域の経済であったり、あるいは雇用を支え、いわゆる地域社会の担い手として重要な役割を今日まで果たしていただいております。そのことは十分認識をしておるところであります。

そんな中、市における商工業振興施策は中小企業等を想定して現在も展開をしておるところであります。市の総合計画あるいは地域創生の総合戦略、今回も見直し

をしようとしておりますが、その中でも地元企業あるいは事業者の皆さんの育成と発展、さらに雇用の場の確保、特に若い人たちの就職支援の促進、これらを重要課題と位置づけをさせていただいて、さまざまな施策を展開をしているところでありまして、当然この条例の趣旨を踏まえながら、そういったところを観点として今後もそのことは進めていかななくてはならないと、このように考えております。

ついては、中小企業等の振興はこの条例制定以前より重要施策として市としても位置づけておったところではありますが、市の中小企業等の振興にかかる理念をさらにこの条例によって明文化をしたと、こういうふうに思っております。

特に、この振興についても新たな振興施策や、あるいはこれまで既に取り組んでいる施策の継続的かつ発展的に展開していくための、いわゆる指針として制定なされた、そのように思っております。

2点目の都市計画マスタープランへの反映についてであります。都市計画マスタープランは、いわゆる市の基本構想である総合計画及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して策定するものとなっております。今回見直しも図っております。今回見直しも図っておりますが、土地利用方針の中で産業振興の視点を踏まえ、将来構想や今後の振興策の指針となるよう示さなくてはならないと、このように考えておりまして、現在の見直しの中でもこのことを想定して一定のプランの中に方向性を示していきたいと、そのことが当然産業振興につながると、このようなことも考えておりますので、そういう視点を大事に捉えて検討を加えていきたいと、このように思っています。

3点目の「条例の施行前と施行後でどのような成果があらわれたか」についてであります。その施行したことによって新たな成果を直接生み出すというものではないかなかなかありませんが、従前からの施策を継続、発展していく、あるいは実施していく中で、特に昨年度であります。商工会、西兵庫信用金庫、市、この3者で包括連携協定を締結させていただいたところでもあります。その包括協定を踏まえ、今年度は特に人材をどう育てていくか、あるいは承継の問題もあるところでもあります。そういう意味で宍粟市人材力フル活用プラットフォーム推進会議を設立する運びとなったところでもあります。今後も関係団体と十分連携する中で、市内での就労あるいは人材確保に関する事業を実施しなくてはならないと、このように考えておりまして、その実施に至ったこともある意味成果の一つと言えるのではないかなあと、このように考えております。

繰り返しになりますが、3者の包括連携協定を踏まえてそれぞれの立場でこの間

題を解消していこうという機運が高まったということ、あるいは広がりがあったということは私は一定の成果と、このように考えております。ただ、より具体についてはこれからだと、このように考えております。

4点目の「検証、評価」についてであります。従前からの施策については当然継続や発展ということではありますが、そういった中で商工団体との連携評価については、まだ仕組みや手法が十分構築をされておられません。これが実態であります。先ほど申し上げた昨年度できた連携の協定に基づいて、各種事業、特に連携事業についても翌年度にどのように反映させるかと、こういうことが非常に大事でありますので、このことについては今後、商工会を含めて検証や評価についても、どのように検討していくのか、あるいは検証していくのか、そういったところを考えていくことが重要だとこのように考えております。

そういう議論も3者の中で十分踏まえておりますが、まだ具体的にどういう形で十分検証するかというところには至ってないと、こういうことでもあります。

5点目の「個人商店と市との新たな関係をつくり上げること」ですが、ただいまお話があったとおりだと、このように思います。その場所に集まったり、場合によって世間話をしたり、あるいはそれがまさに地域コミュニティを維持したり、これまでいろんな歴史的に見ましてもつくり上げていただいたものと、このように認識をすることであります。ただいまのお話にあったように、この連携協定も踏まえながら商工会とも十分連携をとりながら、これをどのような関係をどうつくっていくかということについて調査研究していきたいと、このように思っております。

具体的に現段階でどうするかというのはなかなかないんですが、それぞれ十分議論を初めていきたいと、このように思います。

2点目の健康寿命と、こういうことでもあります。とそのスポーツの関係、この御質問であります。健康寿命は要介護2から5を不健康な状態として、それ以外を健康な状態として算出をされております。宍粟市は健康寿命が男女とも、先ほどの図示にあったとおりであります。国・県よりも低い状態となっておりますが、これは要介護2から5の出現率というか、それが非常に高いということも一方考えられるのではないかなあと、このように思います。したがって、少しでも要介護状態にならないような取り組みが必要であると、このように思っております。

心身機能を維持するためには、筋力を保持し、転倒しない体をつくることが大事でありまして、スポーツもその面では非常に効果的であります。日常的に行える体

操であったり、あるいは歩行なども十分効果があるところではありますが、宍粟市としては、御承知のとおり「いきいき百歳体操」を普及しております。現在 110 カ所でこのことをやっていただいて、2,100 名余りの方がこういったことに取り組んでいただいております。

さらにまた、手軽にということ、ラジ体操、しーたん放送等々、あるいはテレビでも流しておりますが、手軽に一人でもできるということでラジ体操の普及、あるいはお話のあった「ウォーキング」、こういったことを推奨しております。また、市内のスポーツ施設につきましては、高齢者、65 歳以上の方については無料化を通してございまして、自らが健康づくりに心がけ、体力の衰えを防ぐための自主的あるいは主体的な行動に結び付きやすいような取り組みも進めておるところであります。健康を考えると時には、スポーツとあわせて日常の中で小まめに体を動かすことの大切さについて、さらに啓発を進めることが大切だと、このように考えております。

2 点目のウォーキングコースの整備が不十分と、こういうことではございますが、コース上の施設や道路の適切な維持管理、必要な対応を行うことで、安心して利用できるウォーキングコースの設定に努めてまいりたいとこのように思います。

なお、スポーツ推進委員会と連携をさせていただいて、今回新たに市内各地域 25 カ所においてウォーキングコースを設定し、推奨することとしております。このことについても啓発を進めていきますが、さらに誰もが身近に取り組んでいけるようなことで、より一層周知を図っていききたいと、このように思っています。

3 点目の自殺との関連についてでございますが、多分今日から自殺予防対策推進週間が 1 週間始まると思っておりますが、現状としましては、宍粟市は高齢者の皆さんの、大変残念な状況でございますが自殺者数が多い状況となっております。自殺に至る過程の中で、最終的には「うつ」などの健康問題が多くなってございますが、その前段にはさまざまな要因があると言われております。誰かとつながり相談できる関係をふだんから持つことも自殺予防の一つと言われておるところであります。そういう意味で、スポーツや趣味の活動等、他者ともかかわりながら、ある意味の気分転換につながる活動がしやすくなるような取り組みや啓発が大事だと、このように思っております。今後さらに進めていきたいと、そのことが重要と考えております。

以上であります。

○議長（東 豊俊君） 6 番、大久保陽一議員。

○6 番（大久保陽一君） 最初のほうから再質問をいたします。

この国の平成 26 年の 6 月に小規模企業振興基本法という法律が公布されて、この国の法律の求めにも応じて宍粟市の中小企業等振興基本条例が公布されたわけなんですけれども、まず、法律に基づいて条例がつくられるということは、先ほども言いましたけども、この市の主要施策の中にそれが位置づけられたというふうに、市長は理念を条例化した、市の施策として発展させるためにというお話があったわけなんですけれども、まずそこに条例をつくる意義というんですか、条例ができることによって、ここの重要施策がより一層市の中の中心に加わる。だから、その考えでいけば、まだ現在検証・検討がこの 1 年半たって十分できていないということは、ちょうど法律の求めに応じてつくられた条例、そして、この条例そのものは市が求めてつくった条例であるにもかかわらず、検証検討が行われていない現在のところに、そこにちょっと整合性というんですか、不備があるんじゃないかというふうに思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） この条例はもともとおっしゃったように、非常に理念を明確にして宍粟市の施策の立ち位置をしっかりとしようと、こういうことでありまして、当然基本施策の一つの重要な柱としてこの条例が生きてくると、こういうことであります。

ただ、検証というのはいろんな各種事業については、毎年いろんな形で検証をしておりますが、この条例の目指すもの、目的であったり、理念のところでの十分、あるいは商工会さん、あるいはいろんな企業の方々との検証というのは大変残念ながらやらせておらないと、こういうことであります。

したがいまして、私はこれの条例ができて以降、いろんな形でこれまでの継続したものに充足したり、あるいは場合によって時代の変化に対応して違うものをやったりということは、この条例以降、私はかなり進んでおるんじゃないかなあと、このように思っています。

○議長（東 豊俊君） 6 番、大久保陽一議員。

○6 番（大久保陽一君） 今市長がおっしゃられたいろんな新しい取り組みとして、先ほど市長も説明された宍粟市の人材力フル活用プラットフォーム推進会議、これが 2019 年度から新たにスタートしたにしんさん、そして経済団体、商工会、そして市がこのプラットフォーム推進会議を始められたことは十分承知しているんですけれども、この実際の中身として、新しいものがそんなにはないはずなんです。新しいものがつくられてないと思うんですけれども、そこのやはり最初の条例の理念

というんですか、検証があって初めてそういう新しくつくられたものが、より新しいものになっていくんじゃないかというふうに思うんですけれども、生かされてくると思うんですが、いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 御指摘のとおり人材力推進会議につきましては、昨年度から整備しまして、今年本格的な実施ということになっております。この間、商工会と西兵庫信用金庫さん、それぞれ担当のレベルで事業についてはどうやっていくのか、また、今後どのように方向がいいのかといったことは十分議論して取り組んでおります。今後につきましても、毎年度が終わりましたら、当然その事業の検証をして次のことをどうするのかといったこともまた議論しないといけないので、そのローリングの中で今からも取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） この条例の制定の議論が委員会で行われたときに、まずその中でも当初問題だったのが、具体性が今市長のお話の中にもあったかと思うんですけれども、3者の連携協定の中で具体的にはこれからなんだということで、この市の条例の第4条の中にもあります基本施策の中で具体性が乏しいのではないかと、この条例をつくる委員会の議論の中であったように記憶しているんですけれども、やはりそこを具体性をよりこの条例の中にはない、でもこれから具体性を持たせるためには、より検証と検討が必要なんだろうというふうに思うんです。

その検証・検討するとき、市が商工会という経済団体と一緒に検証するという事は、条例の11条に書いてあるんですが、検証・検討を第三者の機関に任せたい方がいいんじゃないかという議論もあったように記憶していますが、いかがですか。そうしたほうがより進んでいくというんですか、条例そのものがより活用されていくんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） おっしゃるとおり、理想といいますか、第三者機関になってくると、やはり外からの見方とか、外部からの視点からより公平性、または厳しい意見、こんなところも出てくるかと思えます。ただ、宍粟市の状況を考えてみますと、まだそこまではいってないんじゃないかなと、私は考えております。特に、この3者協定にしましても、大きく踏み込んだ内容と思っております。今まででし

たら、商工会との連携とか、商工会とにししんとの連携があったんですけど、そこに行政も絡んで、また地域の経済も巻き込んでいこうといった大きな取り組みになっておりますので、こんなことをさらに深めながら、将来的にはそんな外部機関での審査とか、そういったことも視野に入れてできるのではないかなと考えております。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 今おっしゃられた検証と検討のところになぜこだわるかといいますと、どんどんどんどん事業所数も右肩下がり、減ってきている。その数値もちよっと出されてるところによって数値かばらばらなもので、今日は正確なところの流れ的なことはお示ししてないんですが、事業所数もかなり減ってきて、まちの全体の力も失われてきているように思うわけなんですけれども、その中ですから、より一層検証と検討をして、この第4条の具体的なところを進めていっていただきたいというふうに思うわけなんです。

それと、この条例の中に1点、大きく抜け落ちてきたんじゃないかというのは、さっきの5番目に質問にした宍粟市の中にある何十年間続いてきたお店ですよ。新しく事業をおこそうとした若者に対しては創業塾だとか、創業支援だとかいう形で市の施策もいろんな施策があるわけなんですけれども、今までこの市の中で地域に根差して何十年間やってきたお店、喫茶店なんかでも、ただ事業としてというところだけじゃなしに、地域の人がそこで集まったり、毎朝同じ顔ぶれでどこに誰が座っているかまで決まっているというか、そこが自分の居場所だったりする、そういう地域社会の中での役割を何十年間事業をされてきたお店が果たしてきた、その事業という営利だけじゃない部分がかかなりできてきて、そこがなくなることによって、今度逆に地域の年配の人らが行く場所がなくなった。山崎にある駄菓子屋さんも近所の人がある一定の時間になったらそこに集まっておしゃべりして、小学生の子どもが学校から帰ってきたら、今度その年配の方と入れかわってそこで小学生の子がおしゃべりして、20円、30円のお買い物の中で、また中学生の子がお店へ来たら入れかわって、高校生の子が来たときに入れかわって、この波賀にある食堂などでも入り口で駄菓子屋さんされているところがございますが、そのお店などもこの夏休みの期間であれば、近所の人らの居場所になったりとか、子どもらの居場所になったりとかしているわけなんです。

この営利という部分を超えた地域社会での商店、理美容店もそうだと思うんですけども、理美容などでいえば、お客さんがいらっしゃるときはお仕事されていま

すけど、お客さんいないときはみんな集まっておしゃべりしている。これがこの宍粟市の中でこの位置づけというのが、何十年続いてきたお店に対する位置づけというのがぼっかりあいてるいうんですか、穴があいているんじゃないかというふうに思うわけなんです。そこに対して営利とかいうところじゃなしに、居場所であったり、そのお店がなくなることで今度逆に一つ居場所が減ってくるという、その観点がこの条例の中からも一つ大きく抜け落ちているんじゃないかというふうに思うわけなんです。そこのお店に対して何らかの位置づけとして、当局のほうはどう思われますかね。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 特に全体的に大きく2点の御質問として捉えさせていただいて、一つは、ある意味のこの条例制定をして、今年度で丸2年を迎えようとしておると。したがって、そのことの検証をして次の政策や施策にどう移るかということでもありますので、その検証は非常に重要だと。ただ、第三者で一遍どうやと、こういうことでもありますので、その妥当性も含めて一度検討させていただきたいと、このよう思います。

特に、今こそ地域内の循環をしながら、経済をどう回していったり、あるいは生産性をどうやって高めていったり、あるいは企業者さん同士の連携によって、相互によってうまく活用できるのではないかと。こういうことも非常に関連でありますので、そういったことの一度3者で寄ったときに議論をして、どういう検証がいいのかも含めて検討させていただきたいと、このように思います。

それから、条例の中身の中で5点目の個人商店さんが抜け落ちとんじゃないかなということでもあります。確かに私たちが小さいときから含めてずっと、例えば散髪屋さんに行けばテレビがあって、そこでみんなわいわいがやがや言ったり、あるいはその時々の方の方も寄って地域内のいろんなことの、あるいは今で言う確認やいろんなこともあって、コミュニティーの場としてありました。

ただ、現状は非常にそういったところがだんだんなくなっているのも現実であります。その中で、この条例の中でどう補えるのか、あるいはそれが必要なのか、必要でないのかも含めて1点目でお答えさせていただいたように、再度調査をさせていただきたいと、あるいは検討させていただきたいと、こう思いますので、直ちにその条例にすぐ反映できるかどうかは別問題として、検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君）　今、市長は再検討をされるということなんですけれども、実際、市内のそういう今言いましたような、理美容展も含めて喫茶店とかが何十年間続いたお店が結構減っていているというか、山崎の商店街の中でもそうですし、廃業されていって寂しいなとも思うし、その利用されていた人らにとったら、今まで行っていた自分の場所というんですか、座席がなくなるというんですかね、非常に寂しいわけなんです。でも、そこのお店って、地域に何十年間根差して、特に市長も御存じのように、宍粟市は一つの特徴として社会教育法で言う公民館が1館もありませんよね。姫路などでは小学校区に一つ公的な公民館があって、そこが地域の小学校区に一つある公民館が居場所であったり、みんなの高齢者の人も含めたそこで子どもたちもそうですけども、居場所であったり、いろんな集まりの場があるんですけども、宍粟市の場合は御承知のとおり、公民館が1館もない。社会教育法で言う公民館が1館もないところを結構穴埋めしてきたというんですか、地域社会の人は交流の場であったり、おしゃべりの場であった、その場所そのものが減っていった、特にこれからの高齢化社会を迎える中で、非常に寂しく思うわけなんですけれども。

そこで市長、何十年間されてきた人に対して、20年、30年、40年、その地域地域でされてきた人に対して、僕は市長、足軽く福元市長はいろんな場所に行かれていますけれども、どこかで基準を設けるかどうかは別にして、一遍福元市長のほうからそのお店に感謝の意も込めて、言葉をかけていただいて、できたらその地域の居場所として長く、今現在もされている人に対して、その感謝の意と、ありがとうという気持ちを沿えてできれば感謝状か何かを出していただければ、言葉は間違っているかもしれないんですけども、何十年間利益じゃなしに、収益じゃなしに、その地域の中で生きてきたお店に対しての感謝の気持ちがあらわれるんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（東　豊俊君）　福元市長。

○市長（福元晶三君）　2点目の質問ともちょっと絡むかもわかりませんが、私はそういう意味では、居場所というのは非常に大事だと思います。スポーツにしても、あるいはお店にしても、居場所があることによっていろんなことにつながっていること、これは十分そのとおりであります。

その一つに残念ながら現在の中で今そういう形でだんだんそれが消えようとしておるといふことでもあります。このことについては繰り返しになりますが、どういう形、社会の情勢の変化やいろいろあるわけではありますが、どういう形でそれが食い

とまるのかは別にして、そのことはいろいろ研究していきたいと、このように思っています。

それから、もう一つ、長い間そういう形で地域の居場所として守っていただきありがとうございます、そういう意味で感謝状でもということではありますが、それがいいのかどうか、ひょっとして場合によっては、おまえ売名行為違うんかいという人もおられますけども、私は思いはよくわかります。ただ、市民の皆さんもきっとその思いでなくなることについては寂しさを持っておられると思いますし、当然感謝の気持ちも持っておられると思います。

そういう意味で、市長ではなしに、市としてどうできるのか、その皆さん方の御努力に対して、あるいはこれまでの御苦勞に対してどういうことができるのかを含めて検討しなくてはならないな、こう思っておりますので、答えにはなりません、その思いでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 市長、売名行為にならない範囲でぜひ検証、検討をしていただき、本当、何十年間その地で事業をされてきたお店、個人の商店に対して何らかの、もう廃業されていっているところがたくさんあるんですけども、そこに対して何か気持ちが通じ合えたらいいのになというふうに思うわけなんで、ひとつよろしく検討のほうお願いいたします。

それと、2番目の健康寿命なんですけれども、この研修寿命が先ほども言いましたとおり、兵庫県の平均、また全国平均よりもこれが下回っているということは、例えば介護保険一つ考ても、健康保険も当然市の持ち出す部分が大きくなるんですから、まずこの健康寿命が平均より下回っているということと、この健康でない期間が特に結局、介護を受けている期間だと思ふんですけれども、これ長い。このことを再度もう一度確認するんですが、市はどのようにこの問題を払えて市の大きな課題だというふうに認識されているのかということ再度お尋ねします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先般も今年度の平均寿命と、あるいは健康寿命があると。当然その乖離があるわけです。中でも宍粟市と全国平均、兵庫県のは今年度についても一定の乖離があるということでもあります。

健康で長生きして、ある日ころっと言うのは誰しもの切なる願ひだと、このように思ひます。したがって、この差をどう埋めるかということでもあります。そのことについてはいろんな施策としてやっておるわけではありますが、特に今年も今高齢者

福祉月間でありまして、各地の敬老会へもお邪魔させていただく中でいろいろ皆さん方にいろんな健康やとか、外へ出ていただいたり、いろんな形で健康への趣向を高めていただきたいと、こういうお話もしております。

今年度は100歳が41名ということで、18名の方が100歳になられるということでもあります。そういう意味では年々長寿はということではありますが、肝心の今御質問のことについては、私は非常に大事でありますので、さらに強固にこの差を縮めていく、このことの施策は重要だと、このように思っております。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ありがとうございます。今、市長がおっしゃられた差を縮めていくことがまず大切であると。ぜひその差を縮めるためにも、高齢者の方がされているスポーツ等への、さっきウォーキングコースの話はしたんですが、高齢者のさっきウォーキングコースの話はしたんですが、高齢者のスポーツ等へのより一層の市の支援が要るんじゃないかというふうに思います。

先ほども市長が100歳体操の話を出されたんですが、その後、地域に寄ったら、100歳体操が終わった後、分かれてしまうところもあるようですけれども、そこに残ってちょっとみんなでおしゃべりしようということで、お茶を出されたり、コーヒーを出されたりして、おしゃべりしているところも地域によってたくさんあります。

今、市長は110カ所と言われましたかね、全部でね。ほんとそういうことの、100歳体操も含めていろんなスポーツもそこが居場所であって、体を動かすだけじゃなしに、おしゃべりして、お互いのよもやま話もしながら、そこにいるという、その居場所が非常に大事じゃないかというふうに思うわけなんですけれども、先ほどグラウンドゴルフとゲートボールとスイミングの例を出したんですが、例えばゲートボールであれば、ゲートボールはグラウンドゴルフされておる人よりもう少し年齢が高いんじゃないかというふうに思います。ゲートボールされている人もずっと人数的にも少なくなってきた、ゲートボールされている人とお話したら、ゲートボールは頭使って集団でやるスポーツやし、ものすごくいいんだと。一番心配しているのは、ずっと人数が減ってきて、ゲートボールのよさを市がもっと市民の方に伝えてもろうて、参加者がふえたらなというふうにおっしゃられたりもしています。そのこともぜひゲートボールの方が人数が少なくなってきた、このよさをもっと伝えてほしいんだという、その部分は市で何かできるのかどうかということです。

先般、イオンの南側のサンスイミングが閉鎖になりました。そのサンスイミング

でたくさんの方が利用されてて、そこが閉鎖になってほかの場所へ移られた方もあると思うんですが、閉鎖に伴って結局体を動かす場所だとか、先ほどから言っています、そこに行けばいろんなお話ができたりとかする一つのコミュニティーの場所が奪われて、それが必ずこの健康寿命にも影響を与えると思うんですけれども、サンスイミングが廃止になったことと、これも健康寿命との関係で市がどういうふうに捉えているのかということもぜひお聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 前段、グラウンドゴルフを含めて、特にゲートボールについては人口がだんだんゲートボールの愛好が減っておるという状況であります。したがって、またゲートボールの協議会とも話をさせていただいて、どうやって啓発していったって、どんどん皆さん参加してくださいよと。もう当然参加していただくことは非常にいい意義がありますので、このことは検討をしながら、体育協会とも十分調整してこの啓発を図っていきたいと思います。

それから、特に神戸市の皆さん、市内の市営プール等々でも約1万人ぐらいの高齢者の皆さんが水中歩行でいろいろやられたり、中には泳いでいらっしゃる方もいらっしゃるんですが、私はそういう意味ではそういう歩行も含めてプールというのは非常に意義あると思っております。ただ、残念ながら、先ほどおっしゃったことについては、ああいう形で撤退をなされたところではありますが、先般来より市民の皆さんからもいろいろ御意見いただいております、そのことについてはこれから議論の一つとして検討を加えていきたいと、このように考えておるところであります。

当然、健康というのは私は、家康の康もそうですが、幸せという健康も願ってこれからまちをつくっていく、一つにはスポーツと同時に食も非常に大事だと思っております、御存じのとおり発酵というキーワードの中で健康志向もしていこうと。それらの十分マトリックスをかみ合わせながら、私はこれから市民の健康をつくっていくことが健康寿命につながっていくと、こう考えておりますので、当然行政の役割としては施設も整備しないかん、啓発してどんどん参加もしていけないかん。市民の一つの大きな広がりとして、こういったことも今後検討していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど市長がおっしゃられたゲートボールに対しては、されている方々、また体育協会とも協議をしていただくというふうに市長おっしゃられ

たように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

プールに関しては、やはりそのプールがなくなったことによるマイナスというのは、ぜひ健康寿命に関してもそうですし、居場所に関してもそうですし、今市長は歩行の話もされましたけども、いかに健康を維持していくかということも含めて、内部でそれがなくなったことによる市のマイナス面をぜひ協議していただきたいというふうに思います。

市内の至るところと言っても過言じゃないと思うんですけども、グラウンドゴルフを楽しまれている方が市内至るところにいて、今朝も横のゆめ公園で多くの方がされておりまして。グラウンドゴルフを小さな小規模で楽しまれているところ、また、大きな大会等で楽しまれているところ、共通して言われるのは、やはり大会するにも屋根のあるところが欲しいというふうに皆さん、これは誰が聞いてもグラウンドゴルフをされている人はそこを望んでいるところです。ぜひグラウンドゴルフをされている人と話をすると、必ずそっちの屋根がという話になるんで、ここはぜひ多分市長が聞きに行かれても同じ答えが返ってくるんじゃないかと、住民の以降として返ってくるんじゃないかと思うわけなんですけれども、ぜひ健康長寿で、なおかつそこに居場所があって、小さな自治会単位でグラウンドゴルフをされている方も終わったらみんなでお茶飲んで、おしゃべりして分かれているという、そこに本当に居場所が、地域地域でやっているグラウンドゴルフも本当に大事な居場所がある。大きな単位でやっているところは屋根が欲しい、いろんな希望があると思うんですけども、そのグラウンドゴルフをされている人の健康維持・増進と、それとそこにある居場所をぜひ当局としてよりその声に耳を傾けるという意味で、ぜひ検討をいただけたらというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 正午になりましたが、このまま会議を続けます。

答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 当然、いろんな市民の皆さんが運動をする場所の条件整備として市の役割があるところであります。例えば屋根つきのドームじゃないですけども、そういうところまでできるということ、前々からも御意見をいただいています、ゲートボールあるいはグラウンドゴルフのみならず、若い人たちもそこではいろんなことができる。それから、プールのこともあります。したがって、当然でありますので、優先順位をしっかりとつけながら、やれることからやっていかざるを得んというふうに思っています。

ただ、市民の皆さんのいろんな意味で、特に高齢者の皆さんにとっては居場所をつくっていくということは、スポーツや文化や、いろんな意味で大事な要素がありますので、直ちにというわけにはいきませんが、十分検討をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 先ほどの最初の中小企業の施策の中でも居場所の話は出したんですが、いろんなお店が居場所になってる。この高齢者が楽しまれているゲートボールであれ、グラウンドゴルフであれ、そこも大切な居場所になっている。

もう一度話は戻るんですけども、宍粟市の一つの居場所づくりの中で抜け落ちてきたのが公民館だろうというふうに私は思ひわけなんです。社会教育法で言う公民館施設が小学校校区に一つある姫路と、公民館施設がない宍粟市の居場所づくりの中で、その居場所として自然発生的につくられてきたのがお店であって、喫茶店であれ、駄菓子屋さんであれ、そこがあって、そこは地域社会の人にとっては非常に大切なものであったり、ゲートボールで集まった方が終わって、さよならで帰らんじゃなしに、ちょっと日影に入って、お茶も飲みながら、おしゃべりしたり、グラウンドゴルフもそうなんですけれども、100歳体操の後も帰らんとおってよという、そこに居場所がつくられて、この宍粟市で暮らされている人は、その部分を本来公民館があったら、また違う形になっていたと思ひますけれども、公民館はないんだけど、その部分をみんなそれぞれがお互いの中で健康維持、またおしゃべりしていろんなことでお話ししたりする、その場が設けられておることを再度当局のほうもその認識をより一層強く持っていていただいて、そういうふうにもみんなで支え合いながら生きている居場所をつくっている、年配高齢者の方々にも市がそこをちゃんと見ているんだということを、市として重要な位置づけをしているんだということを伝えるように、ぜひしていただきたいと思ひわけなんです、いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） それぞれにいろんなそれぞれの方がいろいろ居場所があると思ひます。そういう意味では居場所というのは大事だと思ひています。子どもにとってもそう、いろんな方々にとってもそうというふうに思ひます。

それをかつてはいろんなところでそれぞれの居場所があったんですが、今はなかなかそういう世相ではないということでもあります。

その一つに、例えばであります、一つの商店街のいろんなことをやっていただ

いておりますが、あそこにそういったものの居場所は何かできないか。新たに大きなものをつくるという考え方ではなしに、そういったことも今後考えていく中で、市民の皆さんと一緒に人が寄れる、あるいはそこで生きがいやいろんなことができる、お互いを確認したり、あるいは子どもたちの健全な育成につながると、こういうことが私は大事かなと思っています。そういう意味では、今あちこちでちょっと空き家も活用しながら、居場所もつくっていただいております。

そういうことも含めて、私は今後施策の中で抜け落ちておったところについては、何かないのかなあという点検もしながら進めていきたいと、このように思っています。

ただ、大きい意味での社会教育法で言う公民館というのはなかなか現実非常に厳しい状況がありますが、今ある施設の中でもそういう役割を持たすことも十分可能などころもありますので、そういうところは検討していきたいと。その一つに、今度の一宮の仮称であります、協働センターもその役割を持たせていきたいと、このよう思っています。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 最後になるんですけれども、ぜひその自然発生的にという言い方はおかしいですけども、そこで暮らす人がつくってきた居場所、それはグラウンドゴルフであれ、ゲートボールであれ、駄菓子さんであれ、何十年も続いてきた喫茶店であれ、そこをぜひ市のこれからの施策の中にそこで集まって、そこでおしゃべりしたり、体を動かしたりしていることがこの地域のコミュニティーを守ったり、これからの高齢化社会の中で重要なんだという位置づけをぜひ再度内部で検討していただいて、そして、先ほども言いましたが、サンスイミングがなくなったことに対して、ああいう大切な施設がなくなったことに対する検討も、何が損をしたのか、市として何が奪われたのかということもぜひ最後に検討していただきたいというふうに思います。その言葉を市長のほうから聞いてこれで私の質問は終わりにします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） はっきり答弁せんと終わらないことでありますので、ただ、サンスイミングの状況については、私もいろいろ情報も聞いたり、現状も知っておりますので、これはいずれにしても影響はどうだったのかということで、明らかに影響もあらわれておりますので、このことはしっかり今後の課題として捉えていきたいとこのように思います。

あわせて居場所という大きな概念の中、これについても再度どこまでどうできるかは別にして、内部でしっかり議論していきたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） これで、宍志の会、大久保陽一議員の代表質問を終わります。ここで休憩をいたします。

午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

午後 0 時 0 6 分休憩

午後 1 時 1 0 分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

公明市民の会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

4 番、西本 諭議員。

○4 番（西本 諭君） 4 番、西本でございます。議長の許可をいただきましたので、公明市民の会を代表して代表質問をさせていただきます。

8 月末から 9 月にかけて九州北部豪雨、さらに関東地区を襲った 15 号台風、いずれも甚大な災害をもたらし、被災された方、また、今現在も復旧に当たられている方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものであります。

今回の代表質問では、二つの質問をさせていただきます。市長より建設的な前向きな答弁が引き出せたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

第 1 問目に、公用車にドライブレコーダーの設置をということで質問をさせていただきます。

現代の車社会において、さまざまな車によるトラブルや事故が発生しております。中でも最近では、高齢者の起因とする事故や「あおり運転」の記事が目立つようになりました。

車を利用される方は、少なからず事故や「あおり運転」に遭遇した経験はあると思われま。そんな中でも特に最近では、悪質な「あおり運転」のニュースが話題になっております。事件が大きなニュースになったのは、被害者と思われる方が、事件の経緯をドライブレコーダーに録画していたことが要因だと思います。特に事件は、高速道路上で走行中のことで、被害者が事件後に警察等に証言しても、なかなか事実をきっちり話すことは難しいように考えます。

この事件は、高速道路上に車を故意にとめるなどという全くあり得ない大変悪質な行為であります。過去には、死亡事故になったケースも記憶しております。

このような事件の後、ドライブレコーダーの取り付けが殺到していると聞いております。しかも、自動車メーカーも、今後はドライブレコーダーが標準装備になるのではという予測もあります。

私は、平成 29 年 9 月の一般質問で、「公用車にドライブレコーダーの設置を」の提案をいたしました。そのときの回答は、「試験的に数台の公用車に付けて、検証する」との回答でございました。

公用車のドライブレコーダー設置は、職員を管理するためのものではなく、安全意識の向上と事故の減少に貢献するもので、さらに、事故発生後には早期解決で、職員の拘束時間や不安を軽減するものであると考えております。ドライブレコーダーは職員を守るための必須のアイテムだと考えております。その後の検証結果を伺います。過去 3 年間の事故件数、そして、現在の公用車数と設置数、検証結果と今後の考え方。

次に、2 問目は、災害時避難行動を示すタイムラインの活用ということで質問をいたします。

「広報しそう」の 6 月号で 4 ページに渡って「災害に備える」の特集が掲載されました。昨年の 7 月豪雨災害の生々しい写真、避難行動の重要性を訴える記事でございました。さらに、防災用語や防災情報の解説、避難所や非常時の持出品チェックリストなどが掲載され、とても参考になる特集でございました。

記事の中でもありましたが、問題は避難率の低さであるとされています。また、市長は東京で開催された第 15 回水害サミットに参加され、兵庫の 3 自治体の 1 人として、被災経験をどのように生かすかなどについて意見交換をされました。また、サミットで、倉敷市のマイタイムラインの取り組みが紹介されたとありました。昨年 7 月の西日本豪雨災害では、最大 860 万人に避難勧告が出され、実際に避難した人は、政府の防災会議の情報では約 0.5% の 4 万 2,000 人ということでございました。先ほど宍粟市は数%とありましたけども。

こうした教訓を踏まえて政府は、本年の 6 月から大雨による洪水や土砂災害の切迫度を 5 段階で示す「警戒レベル」の運用を開始いたしました。「レベル 3」は高齢者避難や身体的弱者が避難開始、「レベル 4」は全員が避難すべき段階を意味します。

一方で、国土交通省の有識者検討会での治水計画に降雨量の将来予測を活用すべしと提言いたしました。気象庁によると、昨年の西日本豪雨に関しては、個別の豪雨災害では初めて温暖化が原因との見解を示しました。さらに、今後の猛烈な台風

出現の頻度の高まりや通過経路の北上、短時間雨量の発生回数や降水量の増加、総雨量の増大など、深刻な事態が予想されるとの報告がありました。

さらに、今回の提言に、治水に関しては本格的な温暖化適用の導入、過去のデータに頼った被害想定では対策が追いつかないとの試算がありました。世界の地球の平均温度が2度上昇した場合、北海道と九州北西部で降雨量は1.15倍、その他の地域では1.1倍となる。降雨量が1.1倍になると、洪水が起きる頻度は2倍に膨れ上がるとされている。市長は、災害対応は「空振りは大前提で避難行動を」と訴えられております。私たちも、基本的に災害の正確な事前予測は困難であり、早目の避難こそが、命を守る最善の行動であると考えております。

そこで市長に伺います。宍粟市であっても、全く同じ条件の居住地はあり得ないし、地理的条件も違う、家族構成も違う、そんな中で、逃げおくれゼロを目指して、警戒レベルとあわせて避難行動を決めておく「宍粟版マイタイムライン」が重要になってくる。各家庭で書き込みが可能な保存版として災害対応マニュアルを配布してはどうか。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 西本 諭議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、公明市民の会代表の西本議員の御質問にお答えを申し上げたいとこのように思います。

1点目のドライブレコーダーにつきましては、経緯経過もありますので、担当部長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

私のほうからは、2点目の避難行動を示す「マイタイムライン」の関係につきまして御答弁を申し上げたいと、このように思います。

冒頭ございましたとおり、非常に台風15号も関東で甚大な影響を受けておるようであります。特に、千葉県では、何十万件という停電の状況で、大変な状況だと思えますし、ああいう大きなゴルフ場の練習場の鉄塔が倒れるという状況であります。ちなみに、最大瞬間風速は、最終的なことは出ていないようではありますが、40メートルを超えておるといふふうに報道なされておりました、中ではかつて経験したことのないような大型の台風だったということも表現なされております。まさに一日も早くそれぞれの被災地については復旧を願うところばかりであります。まさに、いつどこで何が起きても不思議でない状況下だとこのように思います。

そういう中、先般9月1日は、蔦沢地区の自主防災会を中心に防災訓練を開催を

していただきました。私も全自治会行けなんだんですが、一定の集落をお邪魔したときに、かなりたくさんの方が避難行動をとっていただいて、公民館等に集合していただいたりして、その中で安否確認とかいろんなことをしていただきました。

災害サミットもと話も出ましたが、昨年7月豪雨の状況の中で、特に昨年のタウンミーティングを中心にして各地域で、「自分の命は自分で守りましょう。そのためにはまず非難を」とこう呼びかけてきました。事あるごとにそういったことを呼びかけておるところであります。ただ、御質問にありましたとおり、現実の問題を言いますと、なかなか数%程度、ごくわずかの方が避難をとられておるという現状も否めない事実だと、このように考えております。そういう意味では、まだまだ課題があるところではあります。命を守る行動を、特に早目の避難、これはそれぞれさらに呼びかけていく必要があるのかなとこのように考えております。

そこで、そういう意味での「マイタイムライン」の活用をということでもあります。特に、御質問の中身でもありましたとおり、宍粟市は非常に広範囲でありまして、地形やあるいは高低差等、条件もかなりそれぞれ地域によって違いますし、気象条件も当然変わってくるところであります。

とりわけ、今日的にゲリラ豪雨という集中的に一定の地域にかなりの降雨量があるという状況の中では、まさにそれぞれの地域でしっかりそのことを踏まえて対応することが望ましいのではないかなと、こんなふうに感じております。

そこで、宍粟市版の災害対応マニュアルを配布してはとこういう御質問であります。宍粟市では、御承知のとおり平成25年度に「家族防災会議」という災害対応マニュアルともいえる冊子を全戸配布しております。現在もその冊子を活用して自主防災会、あるいは各種団体等への職員出前講座によって、防災意識の向上と日ごろの備えを確認していただくための啓発をしておるところであります。

現在、宍粟の防災力をより向上させるため、宍粟市地域防災計画を見直しをしているところでありまして、この「家族防災会議」という冊子も、既に5年ほど経過しておりますので、その内容も今日的にあわせた形の改訂の上、市民向けに再配布していきたいと、このように考えております。

その際に、標準的なタイムラインをお示ししつつ、各個人や各家庭の「マイタイムライン」を記入できるような様式欄も含めて検討していきたいと、そのことで御質問の対応をしていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願います。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、公用車へのドライブレコーダーの設置をという御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の公用車の過去3年間の事故件数でございます。平成28年度が20件、平成29年度が28件、平成30年度が23件、ちなみに令和元年度につきましては、8月末で3件の状況であります。この間、人身事故についてはございません。全て物損事故ということでございます。主な事故の発生原因としましては、特に駐車場等々での後方の不注意、後方確認ができていないということでの物損事故が非常に多い状況でございます。職員に対しましては、安全面について啓発あるいは注意喚起、そのことについては常にこの間、部局長会議等を通じて行っているところでございます。

続いて、2点目の公用車の台数とドライブレコーダーの設置数、あるいは、3点目の今後の考え方、こういうことについてでございますが、市の公用車につきましては、消防車両を除いて218台保有をしておる状況であります。現時点において、市が設置をしたドライブレコーダーというのはございません。過去の一般質問の答弁の中でそういうことの答弁をさせていただきましたが、現状ついていないと、非常に申しわけなく思っております。よって、試行による検証までには至っていない状況でございます。

ただ、議員御指摘をいただいた昨今の状況、このことを鑑みまして本年度市外出張が非常に多い車両、この車両につきまして設置をしていこうということで、今、準備を進めておる段階でございます。約9台程度今年度設置ができればなということで、既に業者との話も進めておるところでございます。

ただ、このようなこと、ドライブレコーダーを使う場面が起きては困るということでございますので、今後においては可能な限り設置をしていきたいというふうに思うわけですが、まず何よりも職員の交通安全に対する意識の向上、そういったところについての今後の啓発、あるいは注意喚起が大事になってこようというふうに思っておりますが、議員おっしゃっていただいたように、職員の不安を解消するという意味合いも込めて、できる限り進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 豊俊君） 4番、西本 諭議員。

○4番（西本 諭君） 部長済みません。令和の事故数何ぼと言われたですか。3件。はい、わかりました。

これ2年前に、私がぜひドライブレコーダーをつけるべきだということで提案させてもらって、ちょっとおくれればせながらそういう方向性で進んでいるということで、ぜひ職員を守るためのドライブレコーダーをつけていただきたいと。

今の事故のデータを聞きますと、平成28年度で20件、平成29年度で28件、平成30年度で23件、令和元年は3件ということだったんですけども、これ見ますと、やっぱり月2件以上の物損事故が発生しているという状況が見てとれるんですけども、これは前回私が質問したときもそのぐらいの数はあったと思うんですけども、これ事故とか安全を管理していく上で、全然事故が減っていないような気がするんですけど、この辺どんな指導をされて、どういう管理をされているんですかね。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 事故の件数の内訳をここに、詳細なデータは持ち合わせていませんが、半数以上が公用車の駐車場内、あるいは訪問先のところで駐車をする際に電柱にぶついたりとか、あるいは門柱にぶついたりとかというような、いわゆる後方の確認が十分にできていないことが多くを占めておるところであります。

人身事故には至っていないんですが、この小さな積み重ねが大きなことにつながる可能性もあるということについては、一人一人が認識をしないといけないということで、この間駐車場の後方確認については、他の職員が同乗している場合についてはその職員が降りて後方を確認するとか、乗車の際の確認事項という、合い言葉じゃないですけども、そういうものを10カ条というのを設定をして職員に周知をしておると。ただ、十分な行動がとれていないというところで、なお20件前後の事故が年間発生をしておるというところ、これ憂慮すべき事態でございますので、今後においても職員への周知、そのあたりについては強力に進めていきたいなど、そんなふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 4番、西本 諭議員。

○4番（西本 諭君） やっぱり駐車場にしろ事故があるわけですから、注意をしていただきたいと。それで、やっぱりドライブレコーダーが付いているとなると、やっぱり自分自身も運転に気をつけるんじゃないかなと。とまっておってもですけどね、気をつけるんじゃないかなということで、安全意識を職員に植えつけるという意味では、非常に有効なんじゃないかなということで、ぜひとりあえず9台付けるということをおっしゃっていますので、それを見ながら、また効果を検証しながら、また、ぜひできれば本当は全体に付けてほしいけれども費用の面もございませし、い

ろんな面がございますけれども。

また、それとあと1点、ドライブレコーダーということになりますと、いろんなタイプがございますけれども、社内でいろんな会話が交わされる、そんなのが録音されてしまうというか、そういうこともありますし、いろんな課題も確かにあると思うんですよ。その辺の課題をクリアしながら安全運転に貢献できるためのドライブレコーダーを付けていただきたい。また、もし事故があったときの職員を守るためのドライブレコーダーを推進していただきたいんですけど、どうでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 職員管理につながるのではないかなという御心配をいただいていると思います。当然、そのことにつながってはいけないというふうに思いますし、ドライブレコーダーの活用については限定されるべきものというふうに考えております。よって、管理運営に関する要綱等の関係の中で、ドライブレコーダーで録画した、あるいは録音したものについては、確認ができる場面を特定をするということも必要なのではないかなというふうに考えておりますので、職員の意識の向上、あるいはそれにつながるような運用の方法を考えていく必要があるとそんなふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 4番、西本 諭議員。マイク近づけてくださいね。

○4番（西本 諭君） ドライブレコーダーもいろんなタイプがございまして、ニュースになっているようなやつですと360度見るとかそういうのもありますし、前だけとか、前と後ろだけとか、いろんなタイプがございますし、一般的に販売しているのは5,000円、6,000円から3万円、4万円、5万円、いろいろございますけれども、これを全車種に付けるとなるとまた大変ですので、検証しながらやっぱり私は必要と思いますので、また本当は関係消防車とか、それからまたいわゆるごみ収集車とか、そういうのにも付ける必要があるなと私は感じておるんですけども、おいおいにそれは検証の中でぜひお願いしたいなと思っていますので、どうでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 事故があった場合に活用するというところでございますが、それで守られているという職員の意識、そのことによって一方で事故が少なくなるということについても期待できる部分があるのかなと、そんなふうに思っておりますので、その結果を見て今後の対応策も考えていきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 4番、西本 諭議員。

○4番（西本 諭君） そのことによって職員が模範運転をするようにぜひお願いしたいということがございます。社会としては、あんなあおり運転、危険なあおり運転は絶対許してはならないという思いはございます。と同時に、そのドライブレコーダーをうまく活用することによって皆さんを守っていけるという意識で話しておりますので、どうかよろしく申し上げます。

宍粟市は、防犯カメラが割と少ないとは思っています。コンビニなんかにはいっぱい付いているかもわかりませんが、街角街角には少ないと思いますので、そういう意味でも過去のデータを、交差点で事故があったと、そのデータを誰か見た人いませんかとかという看板もございますけど、そういうデータとしてもつながるように活用できればと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、「マイタイムライン」の話させていただきます。

本日、ちょっと私マイタイムラインをつくろうという形で紙を出させてもらったんですけど、マイタイムラインといってもよくわからないということがあったんで、いろんなものを探したんですけど、各自治体でいろんなタイプのをやっています、市長にお聞きした倉敷のやつも出してみたんですけど、すごく難しくてややこしいです。出してみたんですけどだめだったんで、これは要するに、イラストがあってわかりやすいかなと思ってちょっとこれを見ていただければと思うんです。

「つくろうマイタイムライン」ということで、マイタイムラインとはというところで、台風や大雨のときに自分や家族がとるべき行動を時系列に従って一覧表に書き込んだもの。災害発生時に自分の行動のチェックリスト、判断を助けるリストとして役立つということで、こういう目的でもってタイムラインをつくっていくべきだということでもあります。

大事なことは、作成のポイントと今書いていますけども、居住地のリスクを調べるというか、今もずっと地域の防災会議等で、いろんなことで情報は入ってきますけども、自分の家はどういうリスクがあるんだということをまず勉強するところから始めます。そして、こういう災害が起きたら、どういう危険性があるという情報をもとに、前もって行動を考えていくと、計画を立てておくということが「マイタイムライン」です。これは 2015 年の関東東北豪雨で発生した鬼怒川が氾濫したことがあるんですけども、そのときの茨城県の常総市、常総市がつくった、これが始まりで、今各自治体、たくさんの自治体でこういうものをつくっております。

要は、何のためかというのと、やっぱりさっき宍粟市でも市長スーパー銭湯への避難だったと言われました。昨年7月の災害では亡くなられた方もおられます。だか

ら、いつのタイミングで災害に対して避難したらいいのかというのは、やっぱり今は指示待ちのような形で、こういう警報が出たら逃げまじょうみたいなことになるんですけども、これを自分たちである程度情報を駆使しながら決めておくということがメインなんです。ですから、そういう意味ではいろんな地域の状況を知りながら自分の家はどういうリスクを負っているか。だから、家族が何人おって、子どもさんがおって、お年寄りがおってというようになると、それはそういう計画も必要でしょうし、そういうことでちょっと大変とは思いますが、その辺の避難するタイムラインを一度宍粟市として検討してもらって、皆さんに各家庭で話し合いながら、こうしようああしよう、そういうことを話し合うところから始めていきなと思うんですけど、市長いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭、御答弁申し上げたとおり、このマイタイムラインというのは、それぞれ地域や家庭によってもいろいろ事情は違いますので、そのことは必要だと思っています。お話があったとおり、自らが、あるいは自分たちでというそういう概念の中でこういうことをつくっていただいて、命を守る行動につなげていただくということは非常に重要だと思っています。

そこで、先ほど申し上げたとおり、今度の家族会議というもの、冊子も新たに改訂して各家庭にお配りする中で、一定のマイタイムラインとはこんなものと標準的なものをお示しして、こういうふうに個々に書いていただくようなものを、その中で市民の皆さんにそれぞれ自らつくっていただく、そういう動きをつくっていきなと、このように思っています。

○議長（東 豊俊君） 4番、西本 諭議員。

○4番（西本 諭君） 市長、この広報で災害のことをずっと書いていただいて、すごい勉強になったんですけど、なかなかこれ保存版にはなりにくいなということがありまして、やっぱりそれを宍粟市でまたつくっていただきたい。「マイタイムライン」を推進することで地域の自分たちのリスクを認識すると。逃げるタイミングがわかってくる。そして、地域のコミュニケーションの場が広がるという意味で、やっぱりそれでも地域はコミュニケーションが行き届いていないと守れませんので、その三つを目標にぜひこれは現実化していただきたいということですので、よろしくをお願いします。部長、何か。

○議長（東 豊俊君） 津村まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） 失礼をいたします。先ほどの市長の答弁にも

ございましたように、現在、家族防災会議という冊子が既にホームページにも載せておりますが、御承知のとおり、宍粟市では家族防災会議の日というものを設けさせていただいております。8月9日と1月17日、2日その日を設けさせていただいております。その日で防災会議で家族全員で今先ほど議員御指摘のあったような中身について各家庭で一遍お話し合いをもってくださいというふうな、そういう内容の冊子になっております。その冊子の中のテーマとしては、災害時の家族の役割分担でありましたり、危険箇所のチェック、また非常の持ち出し用の物品のチェックであったり、それぞれの連絡確認方法等々の確認をして役割分担をして、当然災害といいましても、昨今の風水害に加えて、一つには地震の大災害というふうなことも気をつけておく必要がありますので、それぞれの災害に応じた各家族の行動パターンについて話し合いをもってくださいと、そんな感じの冊子になっております。

先ほど市長申しましたとおり、現在、国の防災基本計画の改定がございまして、それに合致する形で宍粟市においても現行の地域防災計画の改定作業を進めておりました。若干中身に変わる部分がございますので、ただいま御指摘のあったこと等を盛り込むような形で、より昨今の大きな災害にも対応できるように、中見も再度見直した形で新たなものに改訂して、再度市民の皆さんに配布をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 4番、西本 諭議員。

○4番（西本 諭君） 私が「マイタイムライン」を進めさせてもらおうと思ったのは、先ほど前段でも話が出たんですけども、地球温暖化によって年々災害規模が大きくなってきております。さっき降雨量1.1倍になったら水害は2倍になるんだということですから、今までの感覚というか、今までの経験上の雨とか、いろんな災害の物差しではだめだということを感じております。地球温暖化がとまればまたわからないですけども、このままなかなか地球温暖化もとまらない状況の中で、自然環境が大きく変わってきていると。今までの経験で行動していたら全然厳しい状況になっていくという思いを今最近感じておりますので、だから自分自身も経験上の話しかできませんけども、これからはもっともっとそういう意味で千年に一度の雨が降るとか何とか、災害が来るとかという話もしますけど、千年に一度といってもわからないですけどもね。それを具体的に地球温暖化が進む中で、こうこうこうなんだという勉強をしたときに、自分の意識もちょっと低いんだなと、全然足りないんだなというのを感じましたので、ぜひ宍粟市全体でそういう精神的な考え方

を皆さんにお話ししてもらって、今まで常識では考えないような災害が来る可能性があるんですよということが私は訴えたかったんで、その辺ぜひそういう意識で進めていていただきたいと思います。

市長、何か一言最後お願いします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 昨年の7月豪雨の例でありますけども、ちょうど引原ダムでいろいろ洪水調整も含めてやっていただいとんですが、7月の3日から7月7日のあの間で何と533ミリ降ったという状況なんですね。それが引原川に続いて揖保川へ流れてくるわけであります。上野のあたりでは、確か約40センチぐらいで、もう上ってくると。特に三軒屋のところでは、あと10センチぐらいで、もう上やなという状況でありました。ところどころに計測点があるわけでありますけども、私、市としても、例えば洪水を想定した場合、雨量を想定した場合に、その地点でどうなっているかというふうな市としてのある意味の避難を呼び起こすタイムラインも当然国交省あたりも呼びかけておりますし、そういう意味では、我がまちとしてのタイムラインもつくっていかないかん。

同時に、今おっしゃったように、個々人がやっぱり自らの命を守る、それを避難の行動に移せるタイムラインそのものを家族なりそれぞれ話し合っつけていただく、これ非常に両面から重要な要素があると思いますので、それこそ命を守るということについては、両面からやっていきたいと、このように考えておまして、ただいま御提案のありました「マイタイムライン」については、先ほど来答弁申し上げたとおり、今度の中で市民の皆さんにその自らつくっていただくように、できるだけ手軽にできるようなことも含めて啓発なり推進していきたいと、このように考えています。

○議長（東 豊俊君） これで、公明市民の会、西本 諭議員の代表質問を終わります。

以上で会派の代表質問は終わりました。

続いて、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、田中孝幸議員の一般質問を行います。

7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） 7番、田中孝幸です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、宍粟市のマイナンバーカードの普及促進を市当局はどのように考え、また、今後どのようなビジョン、方向性を持って、どのような前向きな取り組みをしようとしているのか伺います。

御承知のとおり、このマイナンバーカードは、マイナンバーいわゆる個人番号が記載された顔写真付のカードであります。プラスチック製のICチップ付のカードで、カードの表には氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されております。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、さまざまなサービスにも利用できます。平成28年1月から交付が始まりまして、平成31年4月1日現在で、全国での普及率は13%、兵庫県の普及率は15%となっております。

私は、このマイナンバーカードが制度として存在しておりますので、今後もさまざまな形で市民サービスの向上や行政手続の簡素化、市役所等の業務の効率化に寄与するものであると考えております。

この制度をうまく利用していくほうがよいという考えを持っております。そこで、今回はマイナンバーカードを持つことのメリット等について質問をしていきたいと思っております。

最初の質問ですが、宍粟市の普及状況、普及率を伺います。

また、このマイナンバーカードの普及促進に向け、今日までどのような取り組みを実施してこられたのか、あわせて伺います。

次に、このマイナンバーカードを普及させるための政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルは、子育てに関する行政手続がワンストップでできたり、行政からのお知らせが自動的に届きます。マイナポータルで提供される具体的なサービスとしましては、情報提供等の記録の表示、自己情報の表示、子育てワンストップサービス等が挙げられております。この中でも特に子育てワンストップサービスは、手続に必要な書類を確認できたり、自治体からのお知らせが届いたり、さらには子育てに関する手続がオンラインで申請が可能となります。先ほど申し上げましたように、働く世代にとって市役所等へ行かなくても行政手続が可能になることは大変ありがたいことだと感じます。

当然、窓口で職員の方に直接お会いして相談すること、顔が見える関係づくりももちろん大切なことです。しかし、インターネットを活用した申請、また、窓口の申請など各自のニーズに合った手法で申請が得られるようになるということが、今後は大切になってくるのではないかと感じております。

このマイナポータルへの宍粟市の対応状況について改めて伺います。

さらに、働く世代にとってマイナンバーカードを用いてインターネットを活用して行政手続きができるということは、大変ありがたいことではないかと感じております。

そこでお伺いします。マイナンバーカードを持つことで、市民にはどんなメリットがあるのか、再度伺います。また、行政にとってのメリットもあわせて伺います。

最後に、マイナンバーカードの普及率向上のためには、カードを保有することで得られるさらなるメリットの付与等、宍粟市としての魅力的な誘導策が必要と考えますが、市の考え方を伺います。

以上で、1回目の質問をさせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 田中孝幸議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、田中孝幸議員の御質問、マイナンバーカードの普及促進について御答弁申し上げたいとこのように思います。

マイナンバーは日本に住民票を有する全ての人が持つ 12 桁の番号で、社会保障、税、災害対策の 3 分野で複数の行政機関等に存在する個人情報と同一の情報であるかどうか確認するために、法律で定められ、その普及については国が責任を持って行い、地方公共団体は住民への制度周知とマイナンバーカードの取得促進に取り組んでいるところであります。

宍粟市としましては、マイナンバー制度による個人情報管理の不安解消や理解促進、マイナンバーカードの安全性など、市民への周知など取得の促進に取り組んでおるところであります。

御質問の中の普及率向上のための魅力的な取り組みについてはということですが、現状においては、市独自でなかなか打ち立つことは難しいと、このように考えています。宍粟市としては、国が進めている普及促進の取り組みとして令和 2 年度に予定されている消費活性化策への活用や、令和 3 年 3 月からの導入に向けた健康保険証への利用など、国からの情報収集に今後もさらに努めて、市民の皆さんに適切な情報提供を行うことで、マイナンバーカードの普及につなげていきたいと、このように考えております。

なお、具体的などころにつきましては、担当部長より答弁をさせたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） それでは、私のほうからは、普及状況や普及に向けた取り組み内容、また、カード取得のメリット等についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の宍粟市のマイナンバーカードの普及状況についてでございますが、国が基準とした平成31年1月1日現在における住民基本台帳人口に対する交付率につきましては、本年7月末現在で5,054枚を交付させていただいており、率にして13.3%となっております。

次に、2点目のマイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みについてでございますが、市広報やしそチャンネルなどで取得啓発や市役所・市民局での申請時の写真撮影サービス、職員出前講座での制度説明や申請受付、市内3高校でのマイナンバーカード取得に向けたチラシの配布などの取り組みを現在行っております。

また、全体的に交付率が低い状況であることも踏まえ、より申請や受け取りがしやすい環境を整えるために、昨年度より土日の特別開庁を実施しておるところでございます。

次に、3点目のマイナポータルの当市の対応状況についてでございますが、母子保健、児童手当、児童扶養手当の届け出や申請、申し込みのオンライン手続に対応させていただいております。

次に、4点目のマイナンバーカードを持つことによる市民のメリットについてでございますが、現状では身分証明書としての利用、住民票等のコンビニ交付、オンライン申請による行政手続の簡素化などが挙げられます。

次に、5点目の行政にとってのメリットについてでございますが、ペーパーレスによる事務処理時間の短縮、真に必要な人への支援、ICチップ空き領域の活用などが考えられます。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの普及に向けた今日までの取り組み、よくわかりました。宍粟市の普及率は残念ながら13.3%ということで、兵庫県の普及率15%から見ても少し低い状況というのわかりました。

また、マイナンバーカードを持つことで市民が受けるメリット、行政が受けるメリットもわかりました。私もこの一般質問をするに当たりまして、マイナンバーカードの申請について手続にどれぐらいの日数がかかるのかということをお調べしました。

ところ、申請してから1カ月から1カ月半程度の日数がかかるようです。一度国のほうに送りICチップということもあり、そのような日数がかかるようです。それで、手続もインターネットもしくはスマートフォンを利用してネットでの申請、もしくは通知カードの書面での申請など、多岐にわたって申請することができます。ですので、なかなか書類を見ても申請方法がわからない人も多いのではないかなというふうに思います。

また、市民から相談があれば丁寧な対応をお願いしたいと思いますし、例えば、そのマイナンバーカードの通知カードを別の手続で市役所の窓口を持ってきていただいたら、市役所に国から付与されている端末を利用してマイナンバーカードの発行の手続を代行できますよといったような優しい対応を市役所の全ての窓口でされているとは思いますが、この普及率が低いというのはメリットを市民のほうで正しく理解されていないからではないかと私は感じております。

内閣府のホームページには、マイナンバーカードについていろいろと情報が掲載され、数多くのメリットやサービスがあると書かれています。カードの表面は運転免許証などと同様に、先ほど言われたように公的な身分証明書として使えますし、宍粟市においてもマイナンバーカードを使って全国のコンビニエンスストアで取得できるコンビニ交付サービスを開始されております。

皆さん御承知のとおり、コンビニ交付サービスとは全国のコンビニエンスストアの各店舗内に設置されているマルチコピー機を利用して住民票、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書などの各種証明書を交付するサービスです。

また、マイナポータルというサービスにログインすることで、行政機関が保有する自分の個人情報の確認、行政サービスのお知らせをオンラインで受け取ることができるサービスも利用できます。

また、ICチップに搭載された電子証明書を利用することによりe-Taxなどのオンラインでの行政手続や電子証明書を用了法的個人認証サービスを活用する民間サービスを利用することができます。

マイナンバーカードを持つことで以上のようなサービス、メリットが受けられますし、実際にe-Taxで個人の確定申告をしたことがある方はわかると思いますが、e-Taxでは作成から提出まで全て自宅のパソコンなどで行い、どこかに何かを郵送したり書面で印刷したりするという手間がほとんどありません。特に、仕事をされている方にとって大変なことは、平日の昼間に市役所に住民票などの証明書を取得するために出向くということでもあります。私も会社員の時、住民票など

の証明書が必要なときには、昼休みに昼食もとらずに市役所へ来ていたのを思い出します。

行政サービスの向上に大切なことは、市民の皆さんが何に苦勞されているかというのを多角的な視野で検討し、対策を講じていくことではないかと考えております。市民が受けるメリット、行政が受けるメリット、メリットばかりではないとは思いますが、こういったメリット、特にマイキープラットフォームであるとか、マイナポータル、私は今回この質問をするに当たり勉強させていただいて、この単語を理解しましたが、やはりまだまだこのことが市民の皆様には周知できていないのではないかと感じております。やはり、こういったメリットをしっかりとPRする、それが大事ではないかと感じております。

回答いただきましたマイナポータルでの対応状況、よくわかりました。先ほども申しあげましたように、オンラインでの対応ができるというのは非常にありがたいことだと思えます。先ほどありました毎年申請されているような、例えば児童手当の手続、こういったのもインターネットでも申請ができることも子育てされている方にとっては大変ありがたいことだと思えます。市民が自らのニーズに合わせて窓口、ネットなどを選択できるように選択肢をふやすことがマイナンバーカードの本当の意味になってくると感じております。ぜひとも今後とも頑張って推進してもらいたいと思っております。問題は、今後さらなる普及をするために、どういうことをやっていくのかということです。

先ほど申しあげましたとおり、メリットだけを挙げていきますと、市民の皆さん、特にインターネットやスマートフォンそういったものを得意とされる方にとっては、非常にありがたいサービスがたくさんあるように感じております。ですが、現時点では、先ほどの普及率の報告もありましたように、なかなか普及していないというのが現状でございます。やはり、制度として存在しているのであれば、市民サービスを向上させるためにも積極的に利用していくほうがよいと考えております。

メリットを前面に出してPRし、普及に努めていく必要があるのではないかと思います。このPRというのは、なかなか難しく、相手に思いが伝わって理解してもらえる、これが非常に大事なことになります。例えば、チラシを作成して回覧するだけではあまり効果は上がっていかないかもしれません。これは受け手の側の問題もありますので、なかなか一概にどうだということとは言えないと考えます。ですので、思い切ったPR方法を考えていただいて、一人でも多くの方にこのマイナンバーカードを申請していただいて、持っていただく。そして、うまく活用していた

だく、そのように考えます。

次に、福祉とマイナンバーカードの関係について伺います。

私は、このマイナンバーカードは、これからの活用の場はふえていくと思います。それと大切なことは災害弱者をつくらないために、そのために情報を充実していくというのが本来の目的だと思っております。つまり、情報弱者が災害弱者になるとも言われているわけですので、マイナンバーカードの普及については、そのあたりのこともあわせて普及に取り組んでもらいたいと思っておりますが、当局の見解を伺います。

○議長（東 豊俊君） 暫時休憩します。

午後 2時08分休憩

午後 2時08分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうから普及に関する関係についての御答弁をさせていただきたいと思っております。

冒頭答弁をさせていただいたように、宍粟市の普及というのはなかなか進んでいないというところで、担当部局のほうも出前講座だったり、あるいは特別開庁、土日の特別開庁で普及が進むようにという取り組みはしているわけですが、依然として県下の平均に比べると少ない状況にあるというふうに思っています。

1回目でお答えをさせていただいたように、メリットがどこにあるのかというところがございます。そこらあたりがやはりこう市民の皆さんに浸透し切っていない、あるいは、日常生活の中でまだ必要とする人が少ないというところも、そうではないかと思うんですが、必要性を感じておられない方がいらっしゃるんだろうというふうに思っています。その分については広報の仕方、あるいはPRの仕方というところに課題もあるのかというふうに思っておりますので、そのことについてはどういう方法があるのかということについては、ここでお答えをすることはなかなか難しいのでございますが、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

ただ、今回、御存じのとおり国のほうでは健康保険証へのマイナンバーの利用という形で強力に進めようとしておるところでございます。この健康保険証のことにマイナンバーが活用されますと、格段にその普及は進んでいくのかなというふうに

思っています。ただ、それには多額の費用、あるいは時間、それぞれの労力、そういったものが必要になってきますので、今後、国がどういうふうなスケジュールを具体的に我々に求めてくるかというところも十分注視をしながら、それに乗っかっていながら進んでいく必要があるだろうというふうに思います。よって、独自のサービスというのは、非常に現段階では難しい。しかしながら、国の推進の方向に乗っていくことが現状では一番望ましいのかなというふうに考えております。

いずれにしても、わかりやすい説明、あるいは皆さんにとってどんな活用方法があるんだということについても丁寧に御説明する必要があるというふうに思いますので、今後ともそのあたりを研究していきたいというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） わかりました。本当に先ほど言いましたように、情報弱者が災害弱者にならないように、今後ともマイナンバーカードの普及に取り組んでください。

次に、私考えますのに、市役所の職員の皆様が自身で取得し、マイナポータルも含め、まず使ってみる、これが重要であると考えます。まず、ここから始めなければ普及率のアップというのは望めないとは私は考えます。

市民の皆様を取得を進める以上、職員が率先して取得し、普及促進に努めるべきであるということは言うまでもなく、私自身も早い段階で高齢の両親も含め家族全員取得し、証明書コンビニ交付サービスなどの恩恵を受けておりますが、市役所の職員の取得については、まだまだ不十分でないかと考えます。

マイナンバーカードの普及ため職員一人一人がマイナンバーカードの意義を認識して市民に対する広報員としての自覚を持たなければならないと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 職員が率先してマイナンバーカードの取得に努めるべきという御指摘でございます。今現状で42%の職員が取得をしておるところでありますし、国が進めております健康保険の関係で、実は昨日私どもの共済組合のほうから職員全員の分の申込書が、これも国のほうの推進の一つの方策でございますが、保険組合を通じて取得を促すという取り組みを進めております。その一環として宍粟市にも昨日届きまして、今後職員、あるいは職員の扶養家族、その取得に進めていくということでございます。

申しわけございません。42%と答えましたが、42人の間違いでございます。申

しわけございません。

○議長（東 豊俊君） 7 番、田中孝幸議員。

○7 番（田中孝幸君） なかなか市職員の皆さんに強制はできないと思いますけども、マイナポータルなどの研修も含め今まで以上の啓蒙活動を続けていただきたいというふうに思います。

さて、先ほど来言われていますように、今年の6月に、国はマイナンバーカードの普及に向けた総合的な対策を決め、令和3年3月から健康保険証として使えるようにし、令和4年度中に全国のほぼ全ての医療機関が対応するようシステムの整備を支援する予定でございます。また、令和3年度分の個人の確定申告からは、カードを使って簡単に医療費控除の手続きもできるようになるなどの普及策を打ち出しております。

このようにマイナンバーカードが活用される範囲というのは、今後さらに拡大していくと考えられます。今後とも市民が受けるメリット、行政が受けるメリット等について市役所全部局にて連携しながら、効果的な周知・広報を検討し、カード取得の拡大に取り組んでもらいたいと考えます。

最後に、マイナンバーカードの普及促進とサービスの利用率向上のために証明書コンビニ交付サービスにて、住民票などの証明書発行手数料を引き下げればよいと私は考えております。

兵庫県内の他市町でも既に住民票などの証明書にコンビニ交付サービスにての証明書発行手数料を引き下げているところもたくさんあります。御承知のとおり、一例を挙げますと、近隣の姫路市は市役所窓口よりも100円安く設定し、住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票、市県民税の所得課税証明書は、市役所窓口の場合は300円をコンビニ交付の場合200円にしております。さらに、神戸市は本年4月より市役所窓口より150円安く設定し、住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票、市県民税の所得課税証明書は、市役所窓口の場合300円をコンビニ交付の場合150円にしております。また、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書は、市役所窓口の場合450円をコンビニ交付の場合300円にしております。

私は、市役所窓口より証明書をコンビニ交付サービスにて住民票などの証明書の証明発行手数料を幾らか引き下げれば、マイナンバーカードの普及促進とサービスの利用率向上につながると確信しております。これによりわざわざ市役所の窓口へ訪れなくても、マイナンバーカードを用いれば近くのコンビニエンスストアにて住民票などの証明書が休日や夜間早朝でも取得可能な証明書コンビニ交付サービス

を市役所窓口より安く取得できる、このことをPRポイントの一つにすれば、必ずマイナンバーカードの普及率は上がるのではないかというふうに確信しております。

市民のメリット、行政のメリットを最大限出すためにも市役所窓口より証明書コンビニ交付サービスにての住民票などの証明書発行手数料を引き下げることが必要であると考えます。

先ほど述べましたとおり、政府も今後はマイナンバーカードを利用してのいろいろな施策、方向性を出してきます。マイナンバーカード制度が導入された3年前と比べて時代背景も大きく変化しております。もっと市民目線で市民のためにお互いに知恵を出し合いながら普及率を上げ、市民サービスの向上や行政手続の簡素化、市役所の業務の効率化など、いろいろなメリットが受けられるよう考えるべきであると思います。いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 国策としてこの制度が始まって一定の年限がたったところがあります。私もこれを使ってコンビニで出したりして非常に便利でありますし、さらにまた普及促進を図っていききたいと、このように考えています。

これからはますますこういったことが必要になってくると同時に、国もどんどんとそういったことに対応してくると、このように思います。当然、地方自治体も効率化やいろんな観点から検討を加えて、さらにこの取り組みを強化しなくてはならないと、こう思っています。

ただ、1点目になるのか、2点目になるのかわかりませんが、コンビニ交付の使用料の手数料の関係についてであります。以前にこのことについて議会でも議論した経緯経過もあります。そのときの議論も踏まえながらありますが、また改めてこの問題をどう取り組む中で、この普及促進にそれがつながっていくのか、あるいは公平性の観点、こういったことについても当然検討を加えないかと、こう考えております。

また、いずれかのところで議員の皆さんともこのことは当然議論する時期が来るかもわかりませんし、場合によって、また可能でしたら議会としてもいろいろ御意見をいただいたらありがたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） ありがとうございます。以前、いろいろと話されたことは存じ上げておりますけども、あえて今日質問させていただきました。やはり、市民目

線で、今後普及に向けて引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（東 豊俊君） これで、7番、田中孝幸議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時30分まで休憩をいたします。

午後 2時20分休憩

午後 2時30分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

田中一郎議員の一般質問を行います。

9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） 9番、田中一郎です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

宍粟市においては、現在のところ、昨年のような豪雨災害による被害もなく、生活をおくることができている。しかし、全国的に見ると、被害に遭われた方、地域がたくさんあります。今回の自然災害により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

少し前置きをさせていただきますと、先日、私の担当の委員会で報告があったところに大変私感銘しました。委員会でも申し上げたんですけども、訪問看護事業において、人工呼吸器を使用されている利用者に対して人工呼吸器が必要な方にサービスを提供すると、また、実際実例として提供しているというような報告がありました。

宍粟市の人口が約3万7,000人に対して人工呼吸器が必要な方はほんの微々たるな人に限ります。人工呼吸器使用の方、また家族の方は大変な生活を送られています。人工呼吸の必要な方は医療・福祉サービスにおいても多くの制限があり、訪問介護、入院、施設利用に対しても利用対象外となることが多々あります。宍粟市の取り組みは素晴らしいと感じております。人工呼吸が必要な家族を持つ者として市の取り組みを称賛したいと思います。

少人数であっても見逃さない施策を希望しつつ、ひきこもり、また児童虐待も人口から言えば絶対数は少ないと思いますけども、陰で人目につかないところで大変苦しんでおられる方がいらっしゃることも私たちは目の当たりにしながら、また現実として捉えなくてはいけないと感じております。

そこで、まず、通告しておりますひきこもり支援事業について1点、また児童虐待防止対策について1点、治山・治水対策の推進について1点、大項目で3点、質問させていただきます。

まず、ひきこもり支援の強化をというところで、支援については、若年層・中高年のひきこもりに加え、不安定な就労状態の方や、無職の方々に対するより一層の就労支援が必要と考えます。本市では、各種機関が連携し、さまざまな取り組みを行っているところでございます。この取り組みをさらに強化するとともに、市民が共有できる情報の発信、解決に向けての実践の評価はどのように捉えられているか、お伺いします。

2番目に、中高年のひきこもりの件数の把握はというところで、皆様も御存じだと思いますけども、内閣府の報告によると、40歳から64歳までの広義のひきこもり件数は推計値で約61万3,000人と推計されておりますが、この報告書をもとにした場合、本市におけるひきこもり件数の推計値はどれくらいか。また、その推計値は本市が把握しておられますひきこもり件数と大きな違いはあるのかどうかというところを伺います。

次に、児童虐待防止対策について、対策の強化をというところで、児童虐待に関する事件が相次ぐ中、本市での虐待通報件数はどの程度なのか。虐待防止対策強化のために取り組んでいること。また、今後取り組まなければならない課題はどのように捉えておられるのか。決して許すことのできない問題としてどう進めていこうとされているのか、伺うところです。

次に、治山・治水対策の推進についてです。

本市では「災害に強いまちづくり」を掲げ、昨年の豪雨災害の経験を生かし、自然災害対策が進められています。国県市を含めた事業の進捗状況と災害防止対策の計画など、以下について伺います。

まず、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備、(イ)河川改修事業の充実強化、(ウ)土砂撤去や雑木伐採による河川の適正な維持管理について伺うところです。よろしく願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 田中一郎議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、田中一郎議員の御質問、大きく3点の御質問をいただいておりますが、治山・治水対策につきましては、具体的な数値もありますので、担当部長より答弁させていただきたいと思っております。

1点目のひきこもりと、こういうことでありますが、前段、訪問看護事業についていろいろお話がありましたが、本管もああいう事業を展開して、特に非常にマンパワーも厳しい中ではありますが、担当の職員も努力をしていただいて、可能な限り市民の皆さんに寄り添うようなということで取り組んでいただいております、職員にも改めて感謝申し上げたいなあと、このように思います。

しかしながら、その事業も幾らか課題があるんですが、できるだけその課題も一つずつクリアしながら、さらにまた充実の方向を向いて取り組んでいきたいと、このように考えております。

さて、宍粟市ではひきこもり支援策の一つとして、生活困窮者自立支援法に基づき、相談者本人の同意のもとで進める、自立支援相談等を経て、就労支援事業、就労準備支援事業をはじめとした各支援事業に取り組んでいるところであります。

相談に来られる方には、地域との関係性が希薄となり社会的なつき合いが疎遠となった方もありますが、いわゆる「ひきこもり」の状態から就労支援の取り組みの過程を経て、社会的に復帰されたケースもあります。

ひきこもりは、その経緯が複雑であり、個々にそのケースも違うことから、その解決や支援には、関係する課や関係の機関が今まで以上に連携して取り組むことが必要であると、このように考えています。

また、8050問題等を契機として、ひきこもりが社会的にも大きく取り上げられる中、市としましては、各支援策を活用しながら横断的な取り組みを進めているところであります。

今後は、民生児童委員あるいは関係団体と連携しながら、さらに効果的な支援を行うための研究を重ね、包括的な支援体制を検討し、各支援施策を進めてまいります。

次に、中高年者のひきこもりの件数についてであります。先ほどお話があったとおりであります。内閣府から公表された推計による出現率は1.44%であります。これをもとに、宍粟市の平成31年3月末の人口から試算しますと、40歳から64歳の広義のひきこもりの推計人数は174人となります。

宍粟市では、ひきこもりに関する実態調査を実施しておりませんので、推計人数の174人が妥当な人数なのかどうかについては、現時点では判断することはできませんが、ひきこもり対策は喫緊の課題として捉えており、早急に現状把握と相談体制の充実が必要であると、このように考えております。

次に、2点目の児童虐待防止対策のことですが、まさに全国的に大変悲惨

な虐待等々も報道されておりました、もう今やこのこともああいう状況がどこで起きてまさに不思議でない状況下であろうと、このようには考えておるところであります。

宍粟市の児童虐待対応につきましては、平成 30 年度に子ども家庭総合支援センターを設置し、家庭児童相談室を中心とした児童相談所、さらに警察、教育委員会、医療機関、民生委員児童委員等の関係機関との連携によって、情報の集約等の体制を整え、児童虐待予防や早期発見、早期対応に取り組んでおります。

市における児童虐待の相談等対応件数は、平成 29 年度は 30 件、平成 30 年度は 62 件と増加傾向にあります。これは関係機関との連携と虐待の捉え方が広く周知されてきたことなどによるものと考えております。

児童虐待防止のための取り組みとして、関係機関との連携の中、虐待対応の共通理解を図ることで、早期に虐待の兆候を発見した関係機関からの連絡を受け、情報収集と共有、家庭訪問等の対応を行っております。

虐待は連鎖を生むとも言われており、虐待を行った保護者と虐待を受けた子どもに対し、継続的なかわりを持つこと、また、児童生徒への命の大切さの教育や幼い命とふれあう機会を持つことが必要であることから、子育て支援機関や教育委員会等と連携して取り組みを進めていきたいと、このように考えております。

あとの質問については担当部長より答弁をさせます。

○議長（東 豊俊君） 富田建設部長。

○建設部長（富田健次君） 私のほうからは、治山・治水対策推進についての御質問にお答えをさせていただきます。

1 点目の砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備についてですが、県土木事務所により実施される土砂災害防止施設としましては、砂防事業による堰堤の設置や急傾斜地崩壊対策事業による人家裏の擁壁設置等がございます。

宍粟市内におきます令和元年度の事業計画としましては、継続事業も含め市内で 12 カ所の砂防事業、5 カ所の急傾斜地崩壊対策事業が実施されることとなっております。

また、平成 31 年 3 月に兵庫県において策定されました社会基盤整備プログラムにおける令和 9 年度までの事業計画といたしまして、新たに宍粟市内で 3 カ所の砂防事業と 1 カ所の急傾斜崩壊対策事業が計画されております。

また、県農林振興事務所が実施いたします平成 30 年豪雨災害に係る治山工事につきましては、総件数 16 件のうち 8 件が発注済みとなっております。工事完了

件数は1件となっております。残り8件につきましては年内に発注予定であるというのを聞いてございます。

2点目の河川改修事業の充実強化についてですが、県の管理河川につきまして、先ほど申し上げました社会基盤整備プログラムにおいて、山崎町市場地内の菅野川河川改修事業が実施される計画となっております。

現在の状況としましては、実施設計が完了し、令和元年度の県内部事業評価を受け、令和2年度からの工事着手予定となっております。と聞いております。

なお、兵庫県では、本年度より山崎町下比地地内の県道路肩に、越水防止のための擁壁工事を予定されてございます。また、国が管理する揖保川の河川改修事業につきましては、平成25年7月に策定されました揖保川水系河川整備計画に基づき順次実施されておりますが、原則下流域からの整備となっております。事業完了までに長期間を要します。市といたしましても、早期の被害軽減対策として、今後、頻発・激甚化が予測される豪雨から下流域の浸水被害リスクを軽減するため、引原ダムの洪水調節機能を強化させる引原ダム再生事業の事業化に向け、県・市が一体となって取り組んでおるところでございます。

3点目の土砂撤去や雑木伐採による河川の適正な維持管理についてですが、今年度は、国の管理河川につきましては、山崎町内において、河道掘削工事、雑木伐採による河原再生工事が予定されており、県の管理河川においては、市内で河川内堆積土砂撤去7箇所、雑木伐採2カ所の工事予定があります。

市管理河川につきましては、危険度の高い箇所については、土砂撤去を実施してまいります。

国・県管理河川内の土砂撤去については、土砂堆積箇所を把握し、早期実施に向けて、要望を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） それでは、ひきこもり支援事業、また件数の把握等について、まとめてお伺いしたいと思います。

まず、今回はひきこもりといいますと、一番大変という言葉は的確かどうかかわからないんですけど、やはり本人はもとより家族の方の心労が大変だと思っておりますので、まず家族の方を含めた本人等による小さなところでの相談業務なり、今までのそういう相談がどうだったのかというような観点から、大きな社会的な援助やなしに、家族に対する援助についてちょっと伺いたいと思います。

まず、本人が支援や治療をされる場合はいいんですけども、なかなかほとんどそういうことは、特に本人さんが支援を受けたり、精神疾患がある場合は医療を受けたりすることを拒まれるケースがほとんどであるように聞いております。その場合、最初の支援者である家族が相談場所を見つけて相談に通う、このひきこもりというのは、1回相談に行ったら終わりというようなものではない部分がありますので、何回も相談に通う場所、相談場所を見つけて、相談に通う必要があると考えます。

それで、そのような家族の受け入れ状況はどうなのか。また、そういうようなことでどういう専門職員が家族に対する相談にかかわっておられるのか、伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） ひきこもりに対する市の対応、また家族等への支援という御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

現在市におきましては、このひきこもりにつきましては、専門医師を迎えて月1回の相談の実施であったり、保健師による訪問の指導、あるいはデイケア、関係機関連絡会の開催等を行っておるところでございますが、今議員からもございましたように、なかなか御本人が出てこれない、家族の方が親並みに悩まれておるといったような実態がございます。

そういう中で、今民間におきましてもそういう支援体制を持っていただいておりますところがございまして、せんだってもその施設のほうにもお伺いをさせていただいたんですが、母親の会というようなものも立ち上げていただきまして、御本人はなかなか出れないけども、お母さん、親御さんがそこに来て悩みをお互いに打ち明け合うとか、そういうふうな取り組みもしていただいております。そういうことも踏まえてまして、今後令和2年度に向けまして、市もそういったひきこもりの本人や家族が安心して相談できる窓口の設置であったり、そういった支援の拠点をつくっていく、それから家族会への設立の支援、そういったことにも新年度に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） もちろんそういうことで結構ですけども、特に今、母親が向いて相談を受けるとか、父親がというような言葉が出たんですけど、皆さん御存じだと思いますけど8050、要するに二人親、三人親なんだけども、子どもが40から65の間でちょうど働き盛りのときにひきこもっておる、ひきこもりにはいろいろ小さい時分からのいじめ、また不登校、それから途中超氷河期の就職から外れた

人、いろんな状況があるんですけども、宍粟市においては調べてみますと、やはり両親、またひとり親が高齢者で、子どもさんがちょうど40から65の間というような部分があって、本当に親御さんは苦しんでおられます。何件か私も相談を受けたことがありますけども、しかし、その8050世代の高齢者の親の方に相談に来てくださいという情報は流しても、なかなかこれだけ広い宍粟市の中では相談に来れないというような現状もあります。

それと民生委員の方もそういう対象の方がおられる家には回っておられるのも存じ上げておるんですけども、そのような8050対策の家族に対しての相談窓口、また来やすいような対策として、何かいい方法を考えていただきたいなと思っておるんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 8050問題も非常に宍粟市内でも顕著になってきております。まだ市役所のほうにそういった御相談をしていただけるのは、まだよいほうかなというふうにも感じております。民生委員さんであったり、地域の方から情報をいただいております。そういう中でやはり行政だけで対応できるのは限界がございます。民間でそうした活動も既にスタートしていただいておりますが、やはり幅広い支援をしていくためには、市民の方にも御協力をお願いすることになるのかなという中で、民生委員児童委員さんをはじめそういった方々によるひきこもりサポーター、こういった方を養成して行って、支援をしていただく、そういう体制をとっていく必要があるかと考えております。このサポーターにつきましても、令和2年度にそういう養成講座等を開催して、そういう支援体制を整えてまいりたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） 当然、何度も言いますが、ひきこもりにとって最重要支援者はもちろん家族です。そのような家族に対する手厚い支援等も必要でありますし、また、先ほど言われましたように、民間なり地域の方を巻き込んでのひきこもり対策として、ひきこもりを取り巻く社会支援もここ数年充実していると感じております。同じように家族の方はもちろん地域の方、中に入っただけの民間の方等において、やはりプライバシーの問題もあろうかと思っておりますけども、情報の収集等もしていただいて、家族はもとよりそういう対策に励んでいただきたいと感じております。そういうふうな情報発信というところは、市の今の現状ではどの程度発信してできているのかというところを伺いたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） このひきこもり対策につきまして、市のほうも体制をきっちり整備して市民の皆様にもお知らせしていくべきところがございます。ただ、今のところ健康福祉部内でこのひきこもり対策の部署というのをまだ明確に設置をようしとらん状況でございます。

新年度に向けまして今体制整備を協議しておるところでございます。ただ、内部でどこというのではなく、横断的に現在対応をしていこうということで保健福祉課、社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、それぞれ副課長等を中心としまして、いろんな勉強会も行っております。たしか6月でしたか、神戸新聞に出ておりました島田さんという方、加古川の出身の方なんですけど、ひきこもりに対する大きな新聞記事が出ておりましたが、そういった方もお越しをいただいて、職員の研修のようなこともさせていただいたりもしております。そういう中で、新年度に向けて健康福祉部内にひきこもり対応のセクションもきっちりと整備をして、市民の相談の受け入れ、あるいは市民向けの啓発も対応していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） 家族の方は相談に行くんだけど、どこへ行ったらいいんやというのが今の宍粟市の現状かなと思っておりますし、これからそういう専門的な部署の立ち上げも必要かと思っております。

また、難しいのは、そういうひきこもりに対する専門部署をつくりますと、ひきこもりに対する、また専門職員の雇用等も必要かと思ひますけども、後でも言ひますけど、児童虐待、ひきこもり、不登校等を含めた心情的な心の病を持たれている方の指導等は充実した宍粟市になっていただきたいなど。現場の児童虐待でありましたり、不登校でありますと、現場を預かっている学校の先生のみではなかなか対応できない。精神的な疾患もあろうかと思ひますので、できる限り、専門職員の配置、事例が起きたのみでも結構ですので、そういうような専門職員の配置をお願いしたいところなんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 専門職員につきましては、今、健康福祉部内にいる職員のほうで現在は対応させていただいておりますが、ひきこもりの専門というのはなかなかひきこもりだからといって、この職員が担当というようなものではないと、このように考えております。個人個人いろんな思いの中でこういう事態に陥ら

れておりますので、今いる職員の中でお互いに連携をしながら、その方その方に寄り添っていけるような、そういう体制がいいのじゃないかなというような今議論をしておるところでございますが、いずれにしましても新年度に向けまして、協議を深めたいと考えております。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） 私、今あえて専門委員と言わせていただいたんですけども、本当の専門委員のそういうひきこもり等で苦しんでおられる方に対するアドバイザーは市民一人一人、個人だと思っております。私たちだと思っております。同じ地域内にそういう家族があれば、そういう人たちに接してあげる一番のアドバイザーは市民であり、それを知っている私たちだと感じております。そのような部分の啓蒙なり、講習会なりも健康福祉部のほうでひきこもりとはこういうものなんですよと、病気ではありませんよというような部分、決してひきこもりが恥ずかしいことでもありませんというような、みんなで助けていくことよってひきこもりが少なくなるんだというような講習会なり、研修会も大いに持っていただいたら、その専門職員が我々市民、近所のおっちゃん、おばちゃんがアドバイザーとしていける時期が来ると思いますので、また研修等も講演会等もよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、一つ数字的なことなんですけども、お伺ひしたいんですけども、先ほど市長から数字的なことはあつたんですけども、恐らく調べられておると思ふんですけど、15歳から39歳までの数字的な人数はわかりますか。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 先ほど市長のほうからは40歳から64歳の国の内閣府の発表した率に宍粟市の人口を当てはめて174名と、このように答弁をさせていただきました。これを15歳から39歳まで同じく当てはめると、広義のひきこもりが132人となります。合計しますと、15歳から64歳まで306人という、こういう推計となります。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） 先ほども申し上げましたけど、この306人が推計ですので306人のひきこもりの方、家族があるという部分でもないと思ひますけども、おおむね推計というのは外れることもない場合もありますので、私たちが認識しないといけないのは、宍粟市にこれだけに近い数字のひきこもりに対する悩んでおられる家族があるんじゃないかということをおも1点私も心に置いておきたいなと思ひており

ます。

それと、この出現率等を出すアンケート等は宍粟市はとられたことはあるんでかね。伺います。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） これに感じましては、個別の調査は行っておりません。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） ひきこもりの数字で出るわけではないんで、出現率がわかっておれば、インターネット等で出現率を兵庫県でも西宮とか川西なんかは出してあったんで、ちょっとお聞きしただけで、どうでもこのデータをとる必要はないと思っております。

続きまして、データの事なんですけども、当然そうなりますと、ひきこもりの定義の中に、コンビニには行くけども、外には出ないと。それから自分の趣味はするけども出ないというような四つほどのパターンがあるんですけども、これについても現状これぐらいの方が宍粟市におられるというのは、人数は結構です。プライバシーのこともあろうかと思しますので、人数はどうこういう問題ではないんで、一応もそういう方が四つのパターンの中で何人ほどいらっしゃるかというのは、データとして情報として市のほうは持っておられるわけですか。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 先ほどございましたように、狭義のひきこもりと、それから準ひきこもり、これを合わせて広義のひきこもりという言葉がございますが、狭義のひきこもりとしましては、自分の部屋から出ない、また家から出ない、ただ近所のコンビニなどには外出するという、そういった状態が半年以上継続している方を狭義のひきこもり、また準ひきこもりといいますのは、それに加えて趣味の用事の時だけ外出する状態が半年以上継続しておるということで、これらを合わせたものが広義のひきこもりということで、合計となっております。

先ほど申し上げましたように、市では独自の調査を行っておりませんので、内閣府の発表しております出現率、これによりまして宍粟市の人口を当てはめたもの、これで推計としております。それを申し上げますと、先ほど申し上げました 15 歳から 64 才の広義のひきこもりは 306 名と申し上げましたが、そのうちの狭義のひきこもりが 147 名、準ひきこもりが 159 名で合計が 306 名と、こういうふうに推計ができます。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 9 番、田中一郎議員。

○9 番（田中一郎君） 続きまして、ひきこもりというのはいつまでも議論しておきたいところなんですけども、時間がないので、そういう困っておられる家族がおるということだけ私たちは認識しつつ、助けていくのが私たちの責務であるということも認識しつつ、次は、児童虐待について伺います。

まず、児童虐待、特に児童虐待防止対策というぐらいですから、児童に対する防止対策としてよく出てくる文言として発生の予防、それから早期発見等対応、それと子ども、児童の保護や支援、保護者の支援というような三つの段階でよく出てくるんですけど、今、市が行われている具体的なこと、どのような期間でどのようなことを、虐待に対しては発生の予防、2 番目で早期発見と対応、子どもの保護や支援、それから保護者に対する支援をされているのか、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 先ほど市長のほうからもございましたが、宍粟市は子ども家庭総合支援センターを平成 30 年度に設置をしております。このセンターは保健福祉課の中に母子保健、子育て世代支援センター、家庭児童相談室、要保護児童対策調整機関を持っております。これらが連携しまして一体的に支援が必要なケースに対応は行われていると、このように認識はしております。

虐待に至る前にまず今議員からございましたが、気になる、そのレベルでの育児の孤立化、育児不安の防止など、適切な支援が必要であると、このように捉えております。そのためにはまず乳児家庭の全戸訪問、これを行っておりますが、そういった中できっちり把握をしていく、そして、子育て支援事業を展開しております。また、虐待の防止意識の啓発や相談をしやすい、そういった体制を整備しております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 9 番、田中一郎議員。

○9 番（田中一郎君） できる限りや虐待が起こらない、また先ほどと同じように、ひきこもりも虐待を受ける家族、また虐待をする者、受ける者にとっていろんなパターンがあって、これはこうでこうすればなくなりますというような部分ではないかと思っております。

それと、先ほど言われましたけども、支援の拠点というものが大切になってくる

と感じております。市における支援拠点、またそういうような要保護、保護が必要な児童の支援拠点、また子育て世代の包括支援センター等の機関や施設が連携して有機的な動きをするということなんですけども、考えてみますと、よく言われてますようにばらばらでやってしまうと、連絡がなかったとか、それから児相においても連絡は受けていないというようなところがあるので、できたら私の考えとしましたら、宍粟市において責任を持ってそれぞれの施設なり、関係機関の対応を統括できる部署をやはり一つつくっていただきたいなど。

個々のニュースで見ますと、それぞれがばらばらな考えで最終的には子どもの命がなくなり、けがをしたり、いろんな問題があるので、各種関係機関の対応を統括する部署等も考えていただいたら、どうかなと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） まさに、この虐待を防止するためには関係機関の情報連携が非常に重要でございます。そういうことで、宍粟市には要保護の児童対策地域協議会というのも設置しております、定期的に会合を行っております。メンバーとしましては、県の子ども家庭センターであったり、健康福祉事務所、また宍粟警察であったり、あと民間の児童家庭支援センター、また医師会であったり、歯科医師会、民会委員児童委員協議会、消防署であったり、もちろん教育機関としまして教育委員会、中学校長会、小学校長会、幼稚園長会、こういったところにも入っていただきまして、この要保護対策地域協議会におきまして意見交換、またいろんな事例に対する対応等も協議を行っていただいております。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） 宍粟市においては、児童虐待については、身体的な暴力というのはあまり聞かないんですけども、やはり心的な、特に親権的なものでの問題がある家族等においては、いろんな部分、実子でないからどうやとかいう、昔ながらよくある、そういう親権的な部分の問題を持たれた家族の問題が多いようなことを聞いておりますので、それもあまり表には出ない問題なんで、小さな隠れた問題かもわかりませんが、各機関頑張ってそういう子どもたちを生まないように、また、そういう親を助けてあげられるような組織づくりをしていただきたいと思います。最後にいかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） ありがとうございます。本当に大切な子どもを守っ

ていくためにも、この児童虐待防止、非常に重要な職務であると、このように捉えております。

先ほど申しておりませんでした、センター設置とあわせまして、県のほうから専門職員のOBを迎え入れまして、スーパーバイザーとして対応していただいております。非常に知見をお持ちの職員でございまして、非常に早期の対応ができております。これは非常に宍粟市の虐待防止にとっても大きな力となっております。各機関と連携をして取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） そういう見識者の方のアドバイス等を受けながら、児童虐待は起こさない、またそういう虐待する立場にならないというようなことをよろしく願いしたいと思います。

最後になりますけども、治山・治水対策の推進について、一つだけお願いしておきたいと思います。

私の住んでいるところも災害の後、大変工事が進んでおりまして、びっくりするような大型の機械やトラックが入って、近所の子どもが田んぼの畦を走ってそういう機械が通ったら見に行っておるほど工事は進んでおります。私も見たことないような重機が入ってきたりして、置いてあるのを見ますけども、進んでおるんですけども、一つだけ大きな工事は進んでいるんですけど、先ほども言いましたように、小さなことがなかなか今回の水稲なんかの田んぼをするにしても、まだ流末水路というんですかね、小さい水路が埋まって水が出ないんやとかいうような、小さいことになかなか人間って目が行かないんですけども、それに苦労されているというような部分がありますので、いま一度そういう県とか国とかいう問題やなしに、それぞれ皆さんが生活する農業等において、必要な水路等の確認なり、自治会等に連絡していただいて、いま一度洗い出ししていただいて、補助できるところは補助していただいたりすることを1年たった現在、そういうことを思うんですけども、そういうような取り組みを望むんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） お答えいたします。昨年の災害につきましては、非常に大きな災害で、工事箇所も非常に多く上がっております。その中で昨年度もしくは今年、早い段階で確定したものにつきましては、やはり市の単独補助であったり、このような事業で復旧のほうをしていく考えでございます。

また、大きな工事に付随しまして、なかなか着工できない小さな工事もございますので、そういったところも随時把握して計画的に進めていきたいと考えておりますので、まだもう少しの間、迷惑もかけるんですけど、その辺御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 豊俊君） これで、9番、田中一郎議員の一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月11日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。